

くて本年六月、多くは本年度中に結論を出すとされています。しかし、ただいま申し上げました諸規制の緩和・撤廃は、どうするかの結論をこれから出すのではなくて、実行の段階であり、明年四月の外為法改正の実施に間に合うかどうかが問題なのであります。間に合わなければ、日本の自由な規制を逃れて、個人や企業の金融・資本取引が海外にシフトし、海外の金融機関は日本に参入せず、日本の金融空洞化を防ぐはずの外為法改正が、かえって日本の金融空洞化を促進する結果となります。

総理並びに大蔵大臣は、先ほど申し上げた諸規制の緩和・撤廃を外為法改正の実施に間に合わせるおつもりがあるのかどうか、具体的にお答えをいただきたいと思います。

第二に、税制についても同じ問題があります。

ニューヨーク、ロンドンにおける日本株の売買には有価証券取引税はかかりませんし、シンガポールでの日本株先物取引には取引所税は存在しません。非居住者の受取利息等に対する源泉課税も、さきに述べたように、ほとんどの国で免除されています。総理並びに大蔵大臣は、日本にしか存在しないこれらの税制を明年四月までにどうされるおつもりですか。仮に有価証券取引税を廃止とした場合、キャピタルゲインを把握するための納税者番号制度を導入されるのでしょうか。

我が国税制の国際標準化を実現することなく外為法の改正を実施いたしますと、この面からも日本本の金融空洞化を促進するおそれが十分にありますので、総理並びに大蔵大臣の明確な御答弁をお願いいたします。

第三に、為替管理の完全撤廃と金融の自由化

早期に正措置などをスタートさせて、日本の金融

システムは本当に大丈夫なのでしょうか。明年四月までに、金融三法の域を超えた、もっと一般的な金融システムのセーフティーネットを張り直す

を促進し、その優勝劣敗を強めます。そのこと自体は、日本の金融・資本市場と金融システムの発展、ひいては日本経済全体の効率化に寄与するものであります。しかし、競争に敗れた金融機関の破綻は、一つ間違えれば金融システム全体の動揺につながります。

特に、現在のように巨額の不良債権が存在し、今話題となっている複数の大銀行を初めとする少なからぬ数の金融機関の経営が悪化していることを考えますと、このまま外為法の改正と金融の自由化に突き進んでも大丈夫なのか、その前に処理すべきことがあるのではないかと感じるのは私一人ではないと思います。

イギリスは、金融ビッグバンを実施する以前の一九八〇年から直接税減税と国営企業の民営化を進め、サプライサイドから民間市場経済を活性化し、成長率が十分に加速した一九八六年にビッグバンに踏み切りました。アメリカも一九八〇年代末以降、総額二十兆円にも及ぶ公的資金を投入して貯蓄貢付組合を中心とする不良債権の処理を行っておりました。アーティカも一九八〇年代終え、マクロ経済の回復が始まつた九二年十二月から早期に正措置を導入しました。

○議長(伊藤宗一郎君) 鈴木淑夫君、申し合わせて貯蓄貢付組合を中心とする不良債権の処理を行つてきました。

しかし、これはもう議員がよく御承知のように、これまでも相当程度の資本取引の自由化を行つてきているところでありまして、今回の外為

法改正はいわばその総仕上げで、直ちに金融政策の有効性に大きな影響を与えるものとは考えておりません。また同時に、外為法改正は、効率的で厚みのある金融市場の構築を目指すものであります。

総理、信用金庫や銀行を含む不良債権処理の抜本的スキームも確立せず、九兆円の国民負担増加の時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○鈴木淑夫君(続) 間もなく終わります。

○鈴木淑夫君(続) 総理、信用金庫や銀行を含む不良債権処理の抜本的スキームも確立せず、九兆円の国民負担増加によつて成長率を再び一%台に落ち込ませた上で、明年四月から外為法の改正、金融の自由化、

外為法の改正が、その意図とは逆に、日本の金融空洞化を促進し、あるいは金融システムの不安定化を招かないかという重大な懸念に関し、国民の皆さんを安心させることができるように明快な答弁を総理並びに大蔵大臣に求め、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇〕

○内閣総理大臣(橋本龍太郎君) 鈴木議員にお答えを申し上げます。

まず、今次外為法の改正によって我が国の金融政策の有効性が低下するのではないかという御質問をいたしました。

しかし、これはもう議員がよく御承知のように、これまでも相当程度の資本取引の自由化を行つてきているところでありまして、今回の外為

法改正はいわばその総仕上げで、直ちに金融政策の有効性に大きな影響を与えるものとは考えておりません。また同時に、外為法改正は、効率的で

厚みのある金融市場の構築を目指すものであります。

して、金融政策を含めさまざまな面で望ましい環境の形成に資するもの、そのように考えておりま

す。

○議長(伊藤宗一郎君) 鈴木淑夫君、申し合わせて貯蓄貢付組合を中心とする不良債権の処理を行つてきました。

また、キャピタルゲインを把握するため納税者番号制度を考えているのか、そういう御指摘があ

ります。

また、キャピタルゲインを把握するため納税者番号制度、これは御承知のように国民生

活に少なからぬ影響を持つものであります。今後とも国民の皆様の受けとめ方を十分に把握しながら、幅広い論点から議論を進めていくべきもの

のように考えております。

それから、金融システムについてお尋ねがございましたが、不良債権の処理は着実に進んでおり

ます。そして、個々の金融機関の経営状況はさまざまありますけれども、金融機関全体として私は、私は不良債権問題を克服することは可能だと考えております。また、金融システム改革を進めに当たりまして、金融機関の不良債権を速やかに処理いたしますとともに、金融三法の枠組みを最大限活用することによって、システム安定に細心の注意を払ってまいりたいと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

〔國務大臣三塚博君登壇〕

○國務大臣(三塚博君) 鈴木議員にお答えを申し上げます。

○國務大臣(三塚博君) 私は、外債償還の問題を順次申し上げます。

事後報告制度についてのお尋ねでございますが、効率的かつ実効性のある制度を整備することにおいておりまして、改正案では、新たに報告の章を設け、報告の対象を可能な限り法律上明示いたしましたところでございます。政省令につきましては、報告の不要な場合や具体的な手続等について定めることとしておりますが、その制定に当たりましては、報告者の負担軽減に十分配慮してまいりたいと存じます。

次に、海外における受取利息等の捕捉についてのお尋ねでございますが、外債償還の自由化が行われますと、その反面、クロスボーダー取引を利用した租税回避行為の増大等の問題が懸念されるところでございます。公正性、透明性を確保しつつ自由化を進めていくため、海外送金等に関する情報資料に係る銀行等の報告制度の整備を図ることが重要でございまして、そのために立法措

置の準備を進めておるところでございます。

総理からも言わされましたとおり、規制緩和はこの内閣の最大使命の一つでございます。金融システム改革の一環として、まず業態別子会社の業務分野規制の見直しなど規制緩和策を、先般の規制緩和推進計画の再改定におきまして最大限に盛り込まれていただきました。九年度中に措置することとしたいたしたところでございます。また、金融システム改革については、二〇〇一年までに改革が完了するプランをまとめるべく、本年六月を目途に関係審議会等で検討を進めておるところでございます。

有価証券取引税等についてのお尋ねでございますが、総理からも言わされましたとおり、金融システム改革の流れの中で、税の基本原則を踏まえつつ総合的な検討を行い、平成十年度税制改革において適切に対処をしてまいりたいと考えております。また、非居住者の受取利息等に対する源泉課税制度につきましては、源泉徴収のメリットや、脱税、租税回避行為の防止といった観点から、維持していくべきものと考えておるところでござります。

キャピタルゲインを把握するための納税者番号制度についての御指摘につきましては、総理からも言わされましたとおり、納税者番号制度の基本的な仕組みにつきましては、国民の受けとめ方を十分に把握しながら、プライバシーの問題や、行政、民間のコスト等についてさらに論議を進めてまいりました。

金融システムの安定、不良債権の解消等についてお尋ねでございます。

○田中甲君 私は、外債償還のとおりでございますから、略させていただきます。(拍手)

○田中甲君(伊藤宗一郎君) 田中甲君。

本案は、昨年十一月に総理が指示された経済の基盤をなす金融システム改革、すなはち日本版ビッグバンのフロンティアとして位置づけられています。

本案は、昨年十一月に総理が指示された経済の基盤をなす金融システム改革、すなはち日本版ビッグバンのフロンティアとして位置づけられております。そこで、まずは、本案の大前提であるビッグバン構想についてお伺いをいたします。

バブル崩壊後、東京の金融市场は、株式市場を含め、今やニューヨーク、ロンドン市場に大きく引き離されたどころか、東南アジアの金融市场にも追い越されそうな情勢であります。国際金融取引のグローバル化、エレクトロニクス化の急速な進展に伴い、国境を越えた金融市场の間の競争が展開されており、従来の大蔵省の護送船団方式の金融行政ではもはや対応はできず、このままでは日本の金融市场の空洞化が必至という追い詰められた状況の中で浮上したのが、この日本版ビッグバンの構想であると認識をするものであります。

改革の実現には、官僚をはるかにのぐ政治の強いリーダーシップが必要であります。国民はもとより世界じゅうが橋本総理大臣の行動に注目し、行動力を期待しているところであります。まずは、橋本内閣総理大臣より、日本版ビッグバンの実現に向けた基本姿勢、決意のほどを確認させたいと考えます。

ていただきたいと思います。

自由で透明で国際的な金融市场を目指すという日本版ビッグバンと、そのフロントランナーとしての外債償還、資本取引の自由化について、民主党は基本的に賛成であります。が、しかし、その前段に、空洞化という大病を予防するための適切な処方せんが不可欠であると考えております。

つまり、外債償還、資本取引の自由化が施行されれる来年四月までの短期間に、思い切った国内市場の規制撤廃と緩和の前倒し、経営情報の開示の徹底、有価証券取引税の廃止を初めとする税制の国際的なイコールフットティングを実現しなければならないという処方せんであります。さもなければ、現在は国内にある金融資産の多くが海外に流出し、国内の資金不足を引き起こし、金利の上昇、経済の停滞という悪循環を招きます。処方せんを間違えれば重体になり、やがて日本経済の容体が急変し危篤状態にもなりかねないということであり、だからこそ、各課題に対し政府が適切な対応をとることが必要なのであります。

しかしながら、お聞かせをいただけるでありますように、総理の決意とは裏腹に、最近の政府の施策を見ると、本気で日本版ビッグバンを実現しようと、その環境づくりを行おうという熱意は、残念ながら大蔵省からは伝わってまいりません。

例えは、昨日発表された大蔵省の日本債券信用銀行に対する再建支援策は、旧来の護送船団方式の姿そのもので、改革のやる気のなさを顕著に示すものであります。大蔵省は大臣談話を発表し、日本債券信用銀行に対し、新金融安定化基金及び日本銀行の公的資金を導入する方針を表明し、さらに、銀行や保険会社等各金融業態の幹部

いたしております。基軸通貨が複数になる、これ

は、我々が一たん注意を怠れば、我が国の通貨である円がローカルカレンシーになる危険をはらんでいるということにはなりません。しかし、我が国の通貨であります円をむざむざローカルカレンシーにするつもりは、私にはございません。そ

して、国際通貨としての円の地位を向上させていきますために、同時に、国民の資産運用の有利な場をつくるという点からも、この問題にぜひ取り組みたい、そのように考えてまいりました。

そして、外為法改正、これは先ほどもお答えをしたことでありますけれども、果たして外為法改正だけでこのシステム改革を中断させたとき一体どんな状況になるかを考えていただきながら、これを中止することはできない。そして、それぞれあるいは撤廃していかなければならぬといふことは、どなたからも御理解のいただけることであると思います。

また、災害対策基本法の百九条と外為法第十六条についての御意見がございました。

私は、外為法に基づく政令は、支払い等を直接禁止するものではない、許可を受ける義務を課するにとどまるものであるということを考えましたとき、災害対策基本法に基づく政令、これは国民の権利義務に直接かかわる緊急措置を定めているものでありまして、大きく性格の異なるものだ、国会承認の規定は必要がない、そのように考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

(國務大臣三塚博君登壇)

官報(号外)

○國務大臣(三塚博君) 田中議員にお答えを申し上げます。

まず、日債銀についてでございますが、一昨日、同行より抜本的な経営再建策が発表されました。大蔵省いたしましては、従前より、内外の金融システムに大きな動搖が生じませんよう、各

行の経営基盤強化のための努力をサポートいたしました。今回の支援もその一環として行ったものであります。今回の支援もその一環として行ったものであります。

次に、金融機関の判断材料等々についての御質問でござりますが、今般、日債銀は、みずからの経営判断によりまして、大株主等に対し、代表者、経営陣が資本拠出の要請を行ったところありますが、出資を行うかどうかは、各関係者が個々に判断すべきものと考えておるところであります。

なお、日債銀の財務状況につきましては、同行が監査法人とも十分協議して行いました自己査定結果の報告を受けておりまして、その査定の内容については、大蔵省いたしましても十分に確認をいたしております。

次に、野村証券の事件についてのお尋ねでござります。

まことに遺憾な事件が起きました。かつての証券不祥事件の反省を踏まえながら、法令違反行為について、証券取引等監視委員会が独立して事実認定をした上で、行政処分を大蔵大臣に勧告する仕組みに相なっておるところであります。現在、監視委員会による調査が行われておるところでございまして、行政としては、今後、勧告がありま

りますれば厳正に対処をいたしてまいりたいと考

えております。

次に、国会承認の問題でござりますが、総理大臣から申されたとおりであります。国民の権利義務に直接かかる緊急措置を定める災害基本法の政令とは大きく性格が異なりまして、国会承認は必要がないものと考えております。

昨年秋の金融システム改革に関する総理の御指示におきましても、市場原理が働く自由な市場における多様なサービスと多様な対価という観点から具体的な検討項目とされておりまして、本年六月には、証券取引審議会において自由化のスケジュールを含め結論を得ることとしたとしておるところでございます。

有取税でございますが、有価証券取引税、本件は、鈴木議員にもお答えを申し上げましたとおり、金融システム改革の一環としての証券市場の構造改革の今後の進展状況を踏まえつつ、証券税制全体の中で本年末までに検討し、平成十年度税制改正において適切に対応したいと考えておるところでござります。

次に、規制緩和を行なべしとの御指摘であります。

本内閣の最大の命題であります、先般、第一弾を発表させていただいたところでござります。今般の金融システム改革は、我が国市場の空洞化の懸念を踏まえて推進いたすことといたしてお

り、先般の規制緩和推進計画の再改定に当たりましては、業態別子会社の業務分野規制の見直し、適格退職年金に係る資産運用規制の撤廃など各般の規制緩和を最大限に織り込みまして、九年度中

に措置することとしたしております。

以上であります。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 前田武志君。

〔前田武志君登壇〕

○前田武志君 ただいま趣旨説明のありました外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律案について、太陽党を代表して、橋本總理及び三塚大臣に質問させていただきます。

今回政府が提案されている本改正案は、総理の六つの諸改革の中でも先頭を切って早急に改革を

要する措置と位置づけられております。金融・資本市場改革のいわゆるビッグバンと称されるも

るの改革は、我が国の税制、金融制度を初め、金融機関及び証券会社等、金融・資本市場の中核

をなす企業の経営そのものに、またユーザーとしての国民や企業の行動に劇的大変化をもたらします。

私は、この金融システム改革は、橋本總理の主張されるように、我が国の活力ある発展にとって必要不可欠な措置と認識いたしますが、本法律案を初めとした諸改革の歩調が整わない場合には、かえつて我が国金融・資本市場の空洞化に拍車をかけ、国民生活に混乱を来すのではないかと危惧しております。

以下、順に本法律案の内容についてお尋ねいたしました。我が国金融・資本市場の空洞化に拍車をかけ、国民生活に混乱を来すのではないかと危惧しております。

第一に、今回の外為法改正は、日本版ビッグバンのフロントランナーと位置づけられておりま

す。我が国の金融・資本市場においては、さまざま公的規制や不合理な慣行が存在し、情報開示

官報号外

も不十分なため、自由な競争が制約されております。また、税制が国際的な整合性を欠き、さらに市場インフラも未整備であるため、ニューヨーク市場やヨーロッパ市場に比べ極めて非効率であり、我が国企業の資金調達がニューヨーク市場やロンドン市場に流出するという空洞化の傾向が進んでおります。

まさに時間の猶予はありません。経済のストック化、社会の高齢化の進行を考えると、企業のみならず個人の資産運用の重要性がますます高まっているのであります。個人がそれぞれ最適の資産運用を行い得るように、柔軟かつ適切な資産運用環境を実現することが必要であります。

そこで、今回外為法が改正されることを契機として、日本版「ビッグバン」を前倒しで実行すべきであると考えますが、総理はいかがお考えでございましょうか。

第二に、今回の外為法改正により、海外に開設した口座を通じ、外国の証券会社だけではなく日本の国内証券会社と取引できるようになります。ところが、円預金や円債の金利や日本株の配当が、国内では源泉徴収されるのに対し、例えばロンドンでは税金がかからない。ロンドンで日本株の売買注文をすれば、有価証券取引税もなく、株式委託手数料は国内の十分の一で済むのであります。したがって、日本の証券市場に係る規制や税制を抜本的に改正し、グローバルスタンダードへと転換しない限り、東京市場の空洞化は避けられないであります。

そこで、この際、有価証券取引税の即時撤廃及び株式委託手数料の即時自由化を断行すべきであります。

ると考えますが、総理はいかがお考えでしょうか。

第三に、個人の株式取引が税制上分離課税であるに対し、先物取引やオプション取引等のいわゆるデリバティブについては総合課税を行っておりますが、こうした税制上の取り扱いの違いが新しい金融商品の開発を妨げることになります。さ

らに、金融先物と商品先物が縦割り行政になつてゐるなど、先物市場の問題もあります。

今回の外為法改正により、通貨先物取引が一般化することに合わせ、この際、直ちに先物市場の整備及び税制の改革に取り組むべきであると考えますが、総理はいかがお考えでいらっしゃうか。

第四に、これまで税制等の改革の必要な部分について何点か例を挙げて申し上げてきたわけです

が、これらと関連して、そもそも外為法の改正により我が国政府の税収が大きく変化する可能性について指摘をさせていただきます。

外為法改正の結果、仮に国民金融資産の海外流出、金融機関の競争激化に伴う収益悪化などが生ずるとすれば、そのことにより税収の減少が起こるわけであります。一方、外国の金融機関の日本進出も盛んになると見えられます。しかし、この現状に問題があります。したがって、土地の流動化政策の推進こそが重要な課題であります。土地税制の軽減等を含め、土地の高度利用を図り、また証券化の手法を取り入れた本格的な不動産投資市場の創設等が必要であります。

政府においては、このような方向づけを早急に行い、国民の前に示すべきものと考えますが、この点についての総理の御所見をお伺いいたします。

第六に、外為法改正後、いかに日本国内において公正な金融取引を確保するかという点に關連して質問をさせていただきます。

外為法改正及び一連の金融「ビッグバン」の実施によつて、国内の金融取引は大幅に自由化され、最先端の金融取引をめぐって金融機関等による競争が活発化する状況が想定されます。最先端の金融取引にはリスクがつきまとつるものであります。海

お伺いをいたします。

第五に、不良債権問題の処理に苦しむ我が国金融機関がこの激変に耐えられるかの問題であります。

株価下落、地価下落による含み資産の縮小による金融機関の体力の低下、ひいては金融システムの脆弱化している昨今、その自律的な回復を促すためには、まず何よりも内需を拡大し景気を立ち直らせることが必要でございます。消費税率上げ、所得減税打ち切り等、政府のとったデフレ政策に加えて、景気の足取りを重いものにしているものに不良債権の処理が進んでいないことがあります。それは、担保不動産の処分等、土地が動かない現状に問題があります。したがって、土地の流動化政策の推進こそが重要な課題であります。土地税制の軽減等を含め、土地の高度利用を図り、また証券化の手法を取り入れた本格的な不動産投資市場の創設等が必要であります。

政府においては、この現状に問題があります。したがって、土地の流動化政策の推進こそが重要な課題であります。土地税制の軽減等を含め、土地の高度利用を図り、また証券化の手法を取り入れた本格的な不動産投資市場の創設等が必要であります。

第六に、マネーロンダリングや脱税防止に対する国際的な要請の高まりもあります。外為法改正で始まる金融の大額な自由化は、資金の流れを多様かつ複雑にし、また資金の出所の特定や送金人の本人確認が現在の体制に比べて非常に難しくなることが予想されます。各國政府は、それぞれ金融の規制緩和を行い、一般人の金融取引の利便性を一段と向上させる一方で、マネーロンダリングの撲滅には大変な苦心を費やしているところであります。

第七に、危機管理の観点からお伺いいたします。

第八に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

こうした状況において、なお金融取引の安全性を確保できる金融監督体制を整備することは容易ではありません。まず何よりも国際的な基準に沿つた金融取引ルールを国内において確立し、それを厳正に適用する体制を築く必要があります。

また、外国人等も含め不正な取引を摘発あるいは訴追できる体制を用意することも必要です。さら

に、これと関連して、弁護士、公認会計士や税理士など金融取引にかかる専門家が、必要とされる業務に数多く配置される状況を早急に整備しなければなりません。

第八に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第九に、こうした状況において、なお金融取引の安全性を確保できる金融監督体制を整備することは容易ではありません。まず何よりも国際的な基準に沿つた金融取引ルールを国内において確立し、それを厳正に適用する体制を築く必要があります。

第十に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第十一に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第十二に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第十三に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第十四に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第十五に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第十六に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第十七に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第十八に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第十九に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第二十に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第二十一に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第二十二に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第二十三に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第二十四に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第二十五に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第二十六に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第二十七に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第二十八に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第二十九に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第三十に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第三十一に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第三十二に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第三十三に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第三十四に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第三十五に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第三十六に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第三十七に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第三十八に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第三十九に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第四十に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第四十一に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第四十二に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第四十三に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第四十四に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第四十五に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第四十六に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第四十七に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第四十八に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第四十九に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第五十に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第五十一に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第五十二に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第五十三に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第五十四に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第五十五に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第五十六に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第五十七に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第五十八に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第五十九に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第六十に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第六十一に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第六十二に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第六十三に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第六十四に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第六十五に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第六十六に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第六十七に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第六十八に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第六十九に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第七十に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第七十一に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第七十二に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第七十三に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第七十四に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第七十五に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第七十六に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第七十七に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第七十八に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第七十九に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第八十に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第八十一に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第八十二に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第八十三に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第八十四に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第八十五に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第八十六に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第八十七に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第八十八に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第八十九に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第九十に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第九十一に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第九十二に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第九十三に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第九十四に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第九十五に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第九十六に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第九十七に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第九十八に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第九十九に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第一百に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第一百一に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第一百二に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第一百三に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第一百四に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第一百五に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第一百六に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第一百七に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第一百八に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第一百九に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第一百十に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第一百十一に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第一百十二に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第一百十三に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第一百十四に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第一百十五に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第一百十六に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第一百十七に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第一百十八に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第一百十九に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第一百二十に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第一百二十一に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第一百二十二に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第一百二十三に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第一百二十四に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第一百二十五に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第一百二十六に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第一百二十七に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第一百二十八に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第一百二十九に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第一百三十に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第一百三十一に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第一百三十二に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第一百三十三に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第一百三十四に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第一百三十五に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第一百三十六に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第一百三十七に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第一百三十八に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第一百三十九に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第一百四十に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第一百四十一に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第一百四十二に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第一百四十三に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第一百四十四に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第一百四十五に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第一百四十六に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第一百四十七に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第一百四十八に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第一百四十九に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第一百五十に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第一百五十一に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第一百五十二に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第一百五十三に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第一百五十四に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第一百五十五に、敗地地方自治体や銀行が突如破綻するという事態が現実化しております。

第一百五十六に、

国際的な要請にこたえて経済制裁等を機動的に発動することとされておりますが、さらに、国際金融上の予期せざる事態が起つて円が危機的状況に陥った場合など、経済的有事における国益保持の観点から、為替管理の統制、危機管理をいかに行う御所存か、総理の御所見をお伺いいたします。

内外の資本取引の自由化は、利用者に多様な金融等の商品やサービスを提供することとなります。このような経済社会は、多大のリスクを伴う取引の周知徹底や、金融機関や証券会社をはじめとする金融システム関連業界の経営内容の十分な情報開示を制度的に早急に整備する必要が強く求められるところであります。

我が国の東京市場を初め金融資本市場が、ニューヨーク、ロンドンと比肩する国際金融市场となるためには、乗り越えなければならない難問が山積しております。政府においては、これら諸改革によって金融不安や企業倒産による失業不安を招きさせぬよう、着実で調和的とのれた金融システム改革を実行されんことを望み、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇)

○内閣総理大臣(橋本龍太郎君) 前田議員にお答えを申し上げます。

まず最初に、金融システム改革を前倒しすべきであるという御指摘をいただきました。

本改革は、多くの分野にまたがるものでござります。法制度の内容等も含めまして総合的に進めいく必要があるものであり、強い決意を持ってこれに取り組んでまいりたい。そして、この改革

は遅くとも一〇〇一年までに完了するという明確な期限を示しておりまして、結論の得られたものから速やかに実施していただきたいと考えております。

次に、有価証券取引税について御意見をいたしましたが、金融システム改革の中でも、税制につきましては、公平、中立、簡素の基本原則を踏まえて検討を行つていく必要があります。有価証券取引税につきましては、金融システム改革の進展状況などを踏まえながら、証券税制全体の中で適切に対応すべきものと考えております。

次に、株式委託手数料の即時自由化を断行すべきであるという御意見をいただきました。

昨年秋、この金融システム改革に関する私の出しました指示の中でも、市場原理が働く自由な市場における多様なサービスと多様な対価という観点から具体的な検討項目として取り上げているものであります。本年六月には、証券取引審議会においても、この指揮をいたしました。自由化のスケジュールを含めて結論をいたくものと承知をいたしております。

次に、先物市場の整備について御意見をいただきました。

今般の金融システム改革の中におきまして、国際的にも遜色のない市場の形成に向けて所要の整備を目指すなど、関係の審議会等々において御議論をいただいております。

なお、金融先物と商品先物の縦割り行政といふ御指摘をいただきましたが、先物取引が現物取引と密接な関係を有しておりますことから、これらを一体的に管理いたしておるところであり

ます。また、個人の株式取引、デリバティブ等々、ございましたが、金融システム改革の中でも、税制による所得に対する課税を含めまして、金融関係税制全体につきましては、今申し上げましたような金融システム改革の進展状況の中で、公平、中立、簡素という税制の基本原則を踏まえて検討いたします。

また、不良債権の処理を進めるために土地の対策が必要であるという御指摘をいただきました。三月末、担保不動産等流動化総合対策を取りまとめまして、担保不動産の収益性の向上、担保不動産の証券化、情報化の推進などに取り組むこととしておりまして、これにより土地の有効利用が進展し我が国の経済の活力が維持される、そのように考えております。また、税制につきましては、担保不動産の流動化という政策課題を踏まえながら、課税の公平中立等の観点を視野に入れて検討していくべき課題であると考えております。

なお、この土地の有効利用につきまして、与党三党の政調会長にも入っていただいた関係閣僚からなります土地の有効利用促進のための検討会議を設置し、今後さらに政治的レベルでも検討を加えていくこととしております。

次に、国際的な基準に沿つた金融取引ルールの確立や金融取引に関する専門家の配置等についての御意見がありました。

自らに取引される市場におきましては、市場のメカニズムが有效地働くと同時に、自己責任原則に基づく公正な取引が確保される必要があるのは御指摘のとおりであります。このため、今後の金融システム改革の中におきまして、フリー、フェア、グローバルという三原則を踏まえて、法制度、会計制度、監督体制などの整備を含めて適切に対応してまいります。

最後に私にありましたのは、為替管理についてのお尋ねであります。今回の外為法の改正におきましては、御指摘のような経済的有事におきまして、資本取引などについて許可を受ける義務を課すことができる旨の規定をいたしておりまして、改正法案におきましてもこの規定を維持し、経済的有事に適切に対応してまいりたいと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

(国務大臣三塚博君登壇)

○国務大臣(三塚博君) 前田議員にお答えを申し上げます。

私は、対しましては、二問でござります。

まず、外為法改正によります税の減収についていかんということであります。

これまで着実に規制緩和を実施いたしておりましたが、今回の中止によりまして、我が国の方的な資本流出が生ずるとは考えにくいところでございます。また、金融機関はより多様な金融サービスを提供でき、ビジネスチャンスの拡大が期待されるようになつてしまになります。したがいまして、今回の改正により税収が減少するとは考えて

おらないといひでござります。

マネーロンダリング防止についての方策についてお尋ねでござりますが、改正法案におきましては、近時の国際的な議論の動向を踏まえまして、両替業務を行う者等に対する本人の確認義務や現金等の支払い手段の輸出入に係る事前届け出制度を規定し、適切に対応することいたしております。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) これにて質疑は終了いたしました。

日程第一 教育公務員特例法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、教育公務員特例法の一部を改正する法律案を議題といたしました。

教育公務員特例法の一部を改止する法律案及び同報告書

[本号末尾に掲載]

〔二田孝治君登壇〕

○二田孝治君 ただいま議題となりました教育公務員特例法の一部を改止する法律案につきまして、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申上げます。

本案は、科学技術基本計画等を踏まえ、国立大学と民間との共同研究等を推進するため、国立大学等の教員が共同研究等に従事するに当たり休職

にされた場合の退職手当の在職期間の計算について、この休職期間を除算しないこととするため、

国家公務員退職手当法の特例に関する規定を設けたものであります。

本案は、三月十九日参議院より送付され、同月二十五日本委員会に付託されたものであります。

本委員会におきましては、昨日小杉文部大臣から提案理由を聴取した後、質疑を行い、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 環境保護に関する南極条約議定書及び附属書Vの締結について承認を求めるの件

(参議院送付)

日程第三 アジア＝太平洋郵便連合憲章の追加議定書及び附属書Vの締結について承認を求めるの件(参議院送付)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第二、環境保護に関する南極条約議定書及び環境保護に関する南極条約議定書の附属書Vの締結について承認を求める

の件、日程第二、アジア＝太平洋郵便連合憲章の追加議定書及びアジア＝太平洋郵便連合一般規則の締結について承認を求めるの件、右両件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長逢沢一郎君。

環境保護に関する南極条約議定書及び環境保護に関する南極条約議定書の附属書Vの締結について承認を求めるの件及び同報告書

アジア＝太平洋郵便連合憲章の追加議定書及び附属書Vの締結について承認を求めるの件及び同報告書

[本号末尾に掲載]

〔逢沢一郎君登壇〕

○逢沢一郎君 ただいま議題となりました両件につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、南極条約議定書及び附属書Vについて申し上げます。

南極の環境及び生態系の保護については、從来、南極条約協議国会議の勧告に従い、動植物の保存、海洋生物資源の保存、特別保護地区の設定等、個別的な措置がとられてまいりました。しかしながら、地球環境の保護の重要性が世界的に一層強調されるようになり、平成元年の第十五回国際環境条約議定会において、南極の環境等を包括的に保護するための法的枠組みの作成について、執行理事会に対し、これら三文書の構成及び規則の締結について承認を求めるの件(参

議定書本文は、南極地域における科学的調査以外の鉱物資源活動の禁止、環境上の緊急事態に対応するための緊急時計画の作成及び活動が計画される場合の環境影響評価等について定め、その附属書において、動植物の保存、廃棄物の処分及び管理並びに海洋汚染の防止等に関する具体的措置を規定しております。

また、附属書Vは、南極特別保護地区または管理地区における活動の規制等について、具体的措置を規定しております。

次に、アジア＝太平洋郵便連合憲章の追加議定書及び一般規則につきまして申し上げます。アジア＝太平洋郵便連合の文書は、アジア＝太平洋郵便連合憲章、アジア＝太平洋郵便連合一般規則及びアジア＝太平洋郵便連合条約の三文書とされておりましたが、平成二年にニュージーランドのロトルアで開催された第六回大会議において、執行理事会に対し、これら三文書の構成及び内容の再検討を付託することが決議されました。

この決議を受け、草案の作成作業が行われた結果、平成七年、シンガポールで開催された第七回大会議において、現行の憲章を改正する追加議定書が採択され、また、同月ボンで開催された第十五回南極条約協議国会議において附属書Vが採択されました。

の南極条約特別協議国会議の会合が平成二年以降四回にわたって行われ、平成三年十月、マドリードで開催された同会議において附属書を含む議定書が採択され、また、同月ボンで開催された第十

官報 (号外)

日程第六 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第六、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。労働委員長青山丘君。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔青山丘君登壇〕

○青山丘君 ただいま議題となりました障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、障害者の雇用に関する状況にかんがみ、精神薄弱者を含む障害者雇用率を設定するほか、障害者雇用支援センターの設置主体に社会福祉法人を加えるなど、障害者の雇用施策の充実強化を図ることとするものであります。

その主な内容は、

第一に、身体障害者または精神薄弱者である労働者の総数を算定の基礎とした障害者雇用率を設定し、事業主はその雇用する身体障害者または精神薄弱者である労働者の数が障害者雇用率以上であるようにしなければならないものとすること、第二に、子会社が雇用する障害者を親事業主が雇用する障害者とみなすことができる特例子会社の認定要件について、親事業主と営業上の関係が

緊密であることという要件を廃止するものとする

こと、第三に、障害者雇用支援センターとして指定できる者に社会福祉法人を加えることなど、障害者雇用支援センターの指定要件を緩和するものとすること、

第四に、精神障害者である短時間労働者についても助成金の支給対象とするものとすることがあります。

本案は、去る三月十九日参議院より送付され、三月二十五日労働委員会に付託となり、昨日岡野労働大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長の報告

(議席変更)

一、去る一日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更しました。

		出席国務大臣	
内閣總理大臣	橋本龍太郎君	外務大臣	池田行彦君
文部大臣	小杉三塚君	大蔵大臣	佐藤博君
通商産業大臣	佐藤信二君	郵政大臣	堀之内久男君
労働大臣	岡野裕君	國務大臣	佐々木洋平君
近岡理一郎君		西野陽君	谷口隆義君
一川保夫君		太田昭宏君	肥田美代子君
富沢篠緑君		佐々木洋平君	石井啓一君
西野陽君		佐々木洋平君	谷口隆義君
西野陽君		太田昭宏君	肥田美代子君
西野陽君		佐々木洋平君	石井啓一君
吉田治君		谷口隆義君	谷口隆義君
伊藤達也君		太田昭宏君	肥田美代子君
矢上雅義君		佐々木洋平君	石井啓一君
鰐淵俊之君		佐々木洋平君	谷口隆義君
中田宏君		西野陽君	太田昭宏君
吉田治君		佐々木洋平君	肥田美代子君
伊藤達也君		西野陽君	谷口隆義君
矢上雅義君		佐々木洋平君	太田昭宏君
鰐淵俊之君		西野陽君	肥田美代子君
中田宏君		佐々木洋平君	谷口隆義君
吉田治君		西野陽君	太田昭宏君
伊藤達也君		佐々木洋平君	肥田美代子君
矢上雅義君		西野陽君	谷口隆義君
鰐淵俊之君		佐々木洋平君	太田昭宏君
中田宏君		西野陽君	肥田美代子君
吉田治君		佐々木洋平君	谷口隆義君
伊藤達也君		西野陽君	太田昭宏君
矢上雅義君		佐々木洋平君	肥田美代子君
鰐淵俊之君		西野陽君	谷口隆義君
中田宏君		佐々木洋平君	太田昭宏君
吉田治君		西野陽君	肥田美代子君
伊藤達也君		佐々木洋平君	谷口隆義君
矢上雅義君		西野陽君	太田昭宏君
鰐淵俊之君		佐々木洋平君	肥田美代子君
中田宏君		西野陽君	谷口隆義君
吉田治君		佐々木洋平君	太田昭宏君
伊藤達也君		西野陽君	肥田美代子君
矢上雅義君		佐々木洋平君	谷口隆義君
鰐淵俊之君		西野陽君	太田昭宏君
中田宏君		佐々木洋平君	肥田美代子君
吉田治君		西野陽君	谷口隆義君
伊藤達也君		佐々木洋平君	太田昭宏君
矢上雅義君		西野陽君	肥田美代子君
鰐淵俊之君		佐々木洋平君	谷口隆義君
中田宏君		西野陽君	太田昭宏君
吉田治君		佐々木洋平君	肥田美代子君
伊藤達也君		西野陽君	谷口隆義君
矢上雅義君		佐々木洋平君	太田昭宏君
鰐淵俊之君		西野陽君	肥田美代子君
中田宏君		佐々木洋平君	谷口隆義君
吉田治君		西野陽君	太田昭宏君
伊藤達也君		佐々木洋平君	肥田美代子君
矢上雅義君		西野陽君	谷口隆義君
鰐淵俊之君		佐々木洋平君	太田昭宏君
中田宏君		西野陽君	肥田美代子君
吉田治君		佐々木洋平君	谷口隆義君
伊藤達也君		西野陽君	太田昭宏君
矢上雅義君		佐々木洋平君	肥田美代子君
鰐淵俊之君		西野陽君	谷口隆義君
中田宏君		佐々木洋平君	太田昭宏君
吉田治君		西野陽君	肥田美代子君
伊藤達也君		佐々木洋平君	谷口隆義君
矢上雅義君		西野陽君	太田昭宏君
鰐淵俊之君		佐々木洋平君	肥田美代子君
中田宏君		西野陽君	谷口隆義君
吉田治君		佐々木洋平君	太田昭宏君
伊藤達也君		西野陽君	肥田美代子君
矢上雅義君		佐々木洋平君	谷口隆義君
鰐淵俊之君		西野陽君	太田昭宏君
中田宏君		佐々木洋平君	肥田美代子君
吉田治君		西野陽君	谷口隆義君
伊藤達也君		佐々木洋平君	太田昭宏君
矢上雅義君		西野陽君	肥田美代子君
鰐淵俊之君		佐々木洋平君	谷口隆義君
中田宏君		西野陽君	太田昭宏君
吉田治君		佐々木洋平君	肥田美代子君
伊藤達也君		西野陽君	谷口隆義君
矢上雅義君		佐々木洋平君	太田昭宏君
鰐淵俊之君		西野陽君	肥田美代子君
中田宏君		佐々木洋平君	谷口隆義君
吉田治君		西野陽君	太田昭宏君
伊藤達也君		佐々木洋平君	肥田美代子君
矢上雅義君		西野陽君	谷口隆義君
鰐淵俊之君		佐々木洋平君	太田昭宏君
中田宏君		西野陽君	肥田美代子君
吉田治君		佐々木洋平君	谷口隆義君
伊藤達也君		西野陽君	太田昭宏君
矢上雅義君		佐々木洋平君	肥田美代子君
鰐淵俊之君		西野陽君	谷口隆義君
中田宏君		佐々木洋平君	太田昭宏君
吉田治君		西野陽君	肥田美代子君
伊藤達也君		佐々木洋平君	谷口隆義君
矢上雅義君		西野陽君	太田昭宏君
鰐淵俊之君		佐々木洋平君	肥田美代子君
中田宏君		西野陽君	谷口隆義君
吉田治君		佐々木洋平君	太田昭宏君
伊藤達也君		西野陽君	肥田美代子君
矢上雅義君		佐々木洋平君	谷口隆義君
鰐淵俊之君		西野陽君	太田昭宏君
中田宏君		佐々木洋平君	肥田美代子君
吉田治君		西野陽君	谷口隆義君
伊藤達也君		佐々木洋平君	太田昭宏君
矢上雅義君		西野陽君	肥田美代子君
鰐淵俊之君		佐々木洋平君	谷口隆義君
中田宏君		西野陽君	太田昭宏君
吉田治君		佐々木洋平君	肥田美代子君
伊藤達也君		西野陽君	谷口隆義君
矢上雅義君		佐々木洋平君	太田昭宏君
鰐淵俊之君		西野陽君	肥田美代子君
中田宏君		佐々木洋平君	谷口隆義君
吉田治君		西野陽君	太田昭宏君
伊藤達也君		佐々木洋平君	肥田美代子君
矢上雅義君		西野陽君	谷口隆義君
鰐淵俊之君		佐々木洋平君	太田昭宏君
中田宏君		西野陽君	肥田美代子君
吉田治君		佐々木洋平君	谷口隆義君
伊藤達也君		西野陽君	太田昭宏君
矢上雅義君		佐々木洋平君	肥田美代子君
鰐淵俊之君		西野陽君	谷口隆義君
中田宏君		佐々木洋平君	太田昭宏君
吉田治君		西野陽君	肥田美代子君
伊藤達也君		佐々木洋平君	谷口隆義君
矢上雅義君		西野陽君	太田昭宏君
鰐淵俊之君		佐々木洋平君	肥田美代子君
中田宏君		西野陽君	谷口隆義君
吉田治君		佐々木洋平君	太田昭宏君
伊藤達也君		西野陽君	肥田美代子君
矢上雅義君		佐々木洋平君	谷口隆義君
鰐淵俊之君		西野陽君	太田昭宏君
中田宏君		佐々木洋平君	肥田美代子君
吉田治君		西野陽君	谷口隆義君
伊藤達也君		佐々木洋平君	太田昭宏君
矢上雅義君		西野陽君	肥田美代子君
鰐淵俊之君		西野陽君	谷口隆義君
中田宏君		佐々木洋平君	太田昭宏君
吉田治君		西野陽君	肥田美代子君
伊藤達也君		佐々木洋平君	谷口隆義君
矢上雅義君		西野陽君	太田昭宏君
鰐淵俊之君		西野陽君	肥田美代子君
中田宏君		佐々木洋平君	谷口隆義君
吉田治君		西野陽君	太田昭宏君
伊藤達也君		佐々木洋平君	肥田美代子君
矢上雅義君		西野陽君	谷口隆義君
鰐淵俊之君		西野陽君	太田昭宏君
中田宏君		佐々木洋平君	肥田美代子君
吉田治君		西野陽君	谷口隆義君
伊藤達也君		佐々木洋平君	太田昭宏君
矢上雅義君		西野陽君	肥田美代子君
鰐淵俊之君		西野陽君	谷口隆義君
中田宏君		佐々木洋平君	太田昭宏君
吉田治君		西野陽君	肥田美代子君
伊藤達也君		佐々木洋平君	谷口隆義君
矢上雅義君		西野陽君	太田昭宏君
鰐淵俊之君		西野陽君	肥田美代子君
中田宏君		佐々木洋平君	谷口隆義君
吉田治君		西野陽君	太田昭宏君
伊藤達也君		佐々木洋平君	肥田美代子君
矢上雅義君		西野陽君	谷口隆義君
鰐淵俊之君		西野陽君	太田昭宏君
中田宏君		佐々木洋平君	肥田美代子君
吉田治君		西野陽君	谷口隆義君
伊藤達也君		佐々木洋平君	太田昭宏君
矢上雅義君		西野陽君	肥田美代子君
鰐淵俊之君		西野陽君	谷口隆義君
中田宏君		佐々木洋平君	太田昭宏君
吉田治君		西野陽君	肥田美代子君
伊藤達也君		佐々木洋平君	谷口隆義君
矢上雅義君		西野陽君	太田昭宏君
鰐淵俊之君		西野陽君	肥田美代子君
中田宏君		佐々木洋平君	谷口隆義君
吉田治君		西野陽君	太田昭宏君
伊藤達也君		佐々木洋平君	肥田美代子君
矢上雅義君		西野陽君	谷口隆義君
鰐淵俊之君		西野陽君	太田昭宏君
中田宏君		佐々木洋平君	肥田美代子君
吉田治君		西野陽君	谷口隆義君
伊藤達也君		佐々木洋平君	太田昭宏君
矢上雅義君		西野陽君	肥田美代子君
鰐淵俊之君		西野陽君	谷口隆義君
中田宏君		佐々木洋平君	太田昭宏君
吉田治君		西野陽君	肥田美代子君
伊藤達也君		佐々木洋平君	谷口隆義君
矢上雅義君		西野陽君	太田昭宏君
鰐淵俊之君		西野陽君	肥田美代子君
中田宏君		佐々木洋平君	谷口隆義君
吉田治君		西野陽君	太田昭宏君
伊藤達也君		佐々木洋平君	肥田美代子君
矢上雅義君		西野陽君	谷口隆義君
鰐淵俊之君		西野陽君	太田昭宏君
中田宏君		佐々木洋平君	肥田美代子君
吉田治君		西野陽君	谷口隆義君
伊藤達也君		佐々木洋平君	太田昭宏君
矢上雅義君		西野陽君	肥田美代子君
鰐淵俊之君		西野陽君	谷口隆義君
中田宏君		佐々木洋平君	太田昭宏君
吉田治君		西野陽君	肥田美代子君
伊藤達也君		佐々木洋平君	谷口隆義君
矢上雅義君		西野陽君	太田昭宏君
鰐淵俊之君		西野陽君	肥田美代子君
中田宏君		佐々木洋平君	谷口隆義君
吉田治君		西野陽君	太田昭宏君
伊藤達也君		佐々木洋平君	肥田美代子君
矢上雅義君		西野陽君	谷口隆義君
鰐淵俊之君		西野陽君	太田昭宏君
中田宏君		佐々木洋平君	肥田美代子君
吉田治君		西野陽君	谷口隆義君
伊藤達也君		佐々木洋平君	太田昭宏君
矢上雅義君		西野陽君	肥田美代子君
鰐淵俊之君		西野陽君	谷口隆義君
中田宏君		佐々木洋平君	太田昭宏君
吉田治君		西野陽君	肥田美代子君
伊藤達也君		佐々木洋平君	谷口隆義君
矢上雅義君		西野陽君	太田昭宏君
鰐淵俊之君		西野陽君	肥田美代子君
中田宏君		佐々木洋平君	谷口隆義君
吉田治君		西野陽君	太田昭宏君
伊藤達也君		佐々木洋平君	肥田美代子君
矢上雅義君		西野陽君	谷口隆義君
鰐淵俊之君		西野陽君	太田昭宏君
中田宏君		佐々木洋平君	肥田美代子君
吉田治君		西野陽君	谷口隆義君
伊藤達也君		佐々木洋平君	太田昭宏君
矢上雅義君		西野陽君	肥田美代子君
鰐淵俊之君		西野陽君	谷口隆義君
中田宏君		佐々木洋平君	太田昭宏君
吉田治君		西野陽君	肥田美代子君
伊藤達也君		佐々木洋平君	谷口隆義君
矢上雅義君		西野陽君	太田昭宏君
鰐淵俊之君		西野陽君	肥田美代子君
中田宏君		佐々木洋平君	谷口隆義君
吉田治君		西野陽君	太田昭宏君
伊藤達也君		佐々木洋平君	肥田美代子君
矢上雅義君		西野陽君	谷口隆義君
鰐淵俊之君		西野陽君	太田昭宏君
中田宏君		佐々木洋平君	肥田美代子君
吉田治君		西野陽君	谷口隆義君
伊藤達也君		佐々木洋平君	太田昭宏君
矢上雅義君		西野陽君	肥田美代子君
鰐淵俊之君		西野陽君	谷口隆義君
中田宏君		佐々木洋平君	太田昭宏君
吉田治君		西野陽君	肥田美代子君
伊藤達也君		佐々木洋平君	谷口隆義君
矢上雅義君		西野陽君	太田昭宏君
鰐淵俊之君		西野陽君	肥田美代子君
中田宏君		佐々木洋平君	谷口隆義君
吉田治君		西野陽君	太田昭宏君
伊藤達也君		佐々木洋平君	肥田美代子君
矢上雅義君		西野陽君	谷口隆義君
鰐淵俊之君		西野陽君	太田昭宏君
中田宏君		佐々木洋平君	肥田美代子君
吉田治君		西野陽君	谷口隆義君
伊藤達也君		佐々木洋平君	太田昭宏君
矢上雅義君		西野陽君	肥田美代子君
鰐淵俊之君		西野陽君</	

官 報 (号 外)

平成九年四月二日 衆議院会議録第一十一号 議長の報告

（常任委員辞任及び補欠選任）	
一、去る一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
厚生委員	河合 正智君
井上 義久君	青木 宏之君
武山百合子君	上田 清司君
西川太一郎君	江崎 鐵磨君
今井 宏君	西川太一郎君
田端 正広君	中川 智子君
青山 清君	河野 太郎君
中野 宗也君	山下 德夫君
福岡 勇君	枝野 幸男君
上田 一嘉君	中川 智子君
赤羽 成文君	金田 誠一君
松沢 敬悟君	秋葉 忠利君
藤村 齊藤鉄夫君	金田 誠一君
山本 孝史君	秋葉 忠利君
長内 順一君	中川 智子君
前田 正君	河野 太郎君
久保 順一君	山下 德夫君
赤松 正雄君	枝野 幸男君
永井 英慈君	秋葉 忠利君
宮本 三君	中川 智子君
（理事補欠選任）	（理事補欠選任）
一、去る一日、科学技術委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。	一、去る一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
理事 実川 幸夫君（理事栗原裕康君去る月十九日委員辞任につきその補欠）	（議院運営委員）
柿澤 弘治君	渡辺 具能君
（外務委員）	（文教委員）
柿澤 弘治君	赤羽 一嘉君
渡辺 具能君	佐々木憲昭君
（文教委員）	古堅 寒吉君
柿澤 弘治君	伊藤 茂君
（商工委員）	新藤 義孝君
柿澤 弘治君	下地 幹郎君
（労働委員）	赤羽 一嘉君
柿澤 弘治君	中田 宏君
（通信委員）	上田 勇君
柿澤 弘治君	並木 正芳君
（運輸委員）	田野瀬良太郎君
柿澤 弘治君	上田 勇君
（議院運営委員）	（議院運営委員）
柿澤 弘治君	柿澤 弘治君
（文教委員）	（文教委員）
柿澤 弘治君	柿澤 弘治君
（商工委員）	（労働委員）
柿澤 弘治君	（通信委員）
（運輸委員）	（議院運営委員）
柿澤 弘治君	柿澤 弘治君
（議院運営委員）	（議院運営委員）
柿澤 弘治君	柿澤 弘治君
（文教委員）	（文教委員）
柿澤 弘治君	柿澤 弘治君
（商工委員）	（労働委員）
柿澤 弘治君	（通信委員）
（運輸委員）	（議院運営委員）
柿澤 弘治君	柿澤 弘治君

官報(号外)

農林水産省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号) 農林水産委員会 付託	日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成九年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案(内閣提出第一六号)	特定通信・放送開発事業実施田滑化法の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)
通信委員会 付託	運輸委員会 付託	郵便委員会 付託

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律案(内閣提出第三二号)	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第三三号)	以上二件 建設委員会 付託
平成七年度一般会計歳入歳出決算	平成七年度特別会計歳入歳出決算	教育公務員特例法の一部を改正する法律
平成七年度国税収納金整理資金受払計算書	平成七年度政府関係機関決算書	教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。
平成七年度国債財産増減及び現在額総計算書	平成七年度国債財産無償貸付状況総計算書	第二十一条の四を第二十一条の五とし、第二十一条の三を第二十一条の四とし、第二十一条の二を第二十一条の三とし、第二十一条の次に次の二条を加える。

(国立大学及び国立高等専門学校の教員に関する国家公務員退職手当法の特例)	この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、改正後の第二十一条の二の規定は、この法律の施行の日以後の休職に係る期間について適用する。	八二一号)第七条第四項の規定は、適用しない。
第二十一条の二 国立大学の教員及び国立高等専門学校の教員(政令で定める者に限る。次項において同じ。)が、国以外の者が国と共同して行う研究又は国の委託を受けて行う研究(以下この項において「共同研究等」という。)に従事するため国家公務員法第七十九条の規定により休職にされた場合において、当該共同研究等への従事が当該共同研究等の効率的実施に特に資するものとして政令で定める要件に該当するときは、当該休職に係る期間については、	前項の規定は、国立大学の教員及び国立高等専門学校の教員が、委託を受けて行う研究に従事するため休職にされた場合の当該休職に係る期間について	前項の規定は、国立大学の教員及び国立高等専門学校の教員が、國以外の者が國と共同して行う研究又は國の
一、昨一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。	衆議院議長 伊藤宗一郎殿	國以外の者が國と共同して行う研究又は國の
臓器の移植に関する法律案(金田誠一君外五名提出、衆法第一七号)	文教委員会 付託	國以外の者が國と共同して行う研究又は國の

厚生委員会 付託	(議案送付)	定は適用しないものとする」とする」と。
一、昨一日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。	右の内閣提出案は本院において可決した。	この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
農林水産省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号) 農林水産委員会 付託	よって国会法第八十三條により送付する。	前項の可決理由
日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成九年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案(内閣提出第一六号)	平成九年三月十九日	本案は、国立大学等と民間の研究機関との共同研究等を推進するため、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。
特定通信・放送開発事業実施田滑化法の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)	平成九年四月一日	右報告する。
通信委員会 付託	衆議院議長 伊藤宗一郎殿	附 則
教育公務員特例法の一部を改正する法律	文教委員長 二田 孝治	この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、改正後の第二十一条の二の規定は、この法律の施行の日以後の休職に係る期間について適用する。
教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。	衆議院議長 伊藤宗一郎殿	この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、改正後の第二十一条の二の規定は、この法律の施行の日以後の休職に係る期間について適用する。
第二十一条の四を第二十一条の五とし、第二十一条の三を第二十一条の四とし、第二十一条の二を第二十一条の三とし、第二十一条の次に次の二条を加える。	文教委員長 二田 孝治	この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、改正後の第二十一条の二の規定は、この法律の施行の日以後の休職に係る期間について適用する。
(国立大学及び国立高等専門学校の教員に関する国家公務員退職手当法の特例)	衆議院議長 伊藤宗一郎殿	この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、改正後の第二十一条の二の規定は、この法律の施行の日以後の休職に係る期間について適用する。
第二十一条の二 国立大学の教員及び国立高等専門学校の教員(政令で定める者に限る。次項において同じ。)が、国以外の者が国と共同して行う研究又は国の委託を受けて行う研究(以下この項において「共同研究等」という。)に従事するため国家公務員法第七十九条の規定により休職にされた場合において、当該共同研究等への従事が当該共同研究等の効率的実施に特に資するものとして政令で定める要件に該当するときは、当該休職に係る期間については、	文教委員長 二田 孝治	この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
一、昨一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。	衆議院議長 伊藤宗一郎殿	前項の可決理由
臓器の移植に関する法律案(金田誠一君外五名提出、衆法第一七号)	(議案送付)	本案は、国立大学等と民間の研究機関との共同研究等を推進するため、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。
厚生委員会 付託	右報告する。	右報告する。
(議案送付)	平成九年三月十九日	右報告する。
農林水産省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号) 農林水産委員会 付託	衆議院議長 伊藤宗一郎殿	附 則
日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成九年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案(内閣提出第一六号)	文教委員長 二田 孝治	この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
特定通信・放送開発事業実施田滑化法の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)	衆議院議長 伊藤宗一郎殿	前項の可決理由
通信委員会 付託	文教委員長 二田 孝治	本案は、国立大学等と民間の研究機関との共同研究等を推進するため、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。
教育公務員特例法の一部を改正する法律	衆議院議長 伊藤宗一郎殿	右報告する。
教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。	文教委員長 二田 孝治	この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、改正後の第二十一条の二の規定は、この法律の施行の日以後の休職に係る期間について適用する。
第二十一条の四を第二十一条の五とし、第二十一条の三を第二十一条の四とし、第二十一条の二を第二十一条の三とし、第二十一条の次に次の二条を加える。	衆議院議長 伊藤宗一郎殿	この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、改正後の第二十一条の二の規定は、この法律の施行の日以後の休職に係る期間について適用する。
(国立大学及び国立高等専門学校の教員に関する国家公務員退職手当法の特例)	文教委員長 二田 孝治	この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、改正後の第二十一条の二の規定は、この法律の施行の日以後の休職に係る期間について適用する。
第二十一条の二 国立大学の教員及び国立高等専門学校の教員(政令で定める者に限る。次項において同じ。)が、国以外の者が国と共同して行う研究又は国の委託を受けて行う研究(以下この項において「共同研究等」という。)に従事するため国家公務員法第七十九条の規定により休職にされた場合において、当該共同研究等への従事が当該共同研究等の効率的実施に特に資するものとして政令で定める要件に該当するときは、当該休職に係る期間については、	文教委員長 二田 孝治	この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
一、昨一日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。	(議案送付)	前項の可決理由

環境保護に関する南極条約議定書

前文

この南極条約議定書の締約国(以下「締約国」という。)は、

南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系の保護を促進する必要性を確信し、

南極地域が専ら平和的且目的のため恒久的に利用され、かつ、国際的不和の舞台又は対象とならないことを確保するため南極条約体制を強化する必要性を確信し、

南極地域の特別な法的及び政治的地位並びに南極地域におけるすべての活動が南極条約の目的及び原則に適合することを確保することについての南極条約協議国の特別の責任に留意し、

並びに南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系を保護するため南極条約体制の下で採択された他の措置を想起し、

更に、南極地域が地球的及び地域的規模において重要な環境の科学的監視及び調査の独特的の機会を提供することを確認し、

南極の海洋生物資源の保存に関する条約の保存に関する原則を再確認し、

このため、南極条約を補足することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条 定義

この議定書の適用上、

(a) 「南極条約」とは、千九百五十九年十一月一

日にワシントンで作成された南極条約をい

う。

(b) 「南極条約地域」とは、南極条約第六条の規定に従い同条約の適用される地域をいう。

(c) 「南極条約協議国会議」とは、南極条約第九条に定める会合をいう。

(d) 「南極条約議定書」とは、南極条約第九条に定める会合に参加する代表者を任命する権利を有する同条約の締約国をいう。

(e) 「南極条約体制」とは、南極条約、同条約に基づく有効な措置、同条約に関連する別個の有効な国際文書及びこれらの国際文書に基づく有効な措置をいう。

(f) 「仲裁裁判所」とは、この議定書の不可分の一部を成す付録によって設置される仲裁裁判所をいう。

(g) 「委員会」とは、第十二条の規定によって設置される環境保護委員会をいう。

第二条 目的及び指定

締約国は、南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系を包括的に保護することを約束

し、この議定書により、南極地域を平和及び科学に貢献する自然保護地域として指定する。

第三条 環境に関する原則

1 南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系の保護のための包括的な制度を発展させて、これが人類全体の利益であることを確信し、

このため、南極条約を補足することを希望して、

次とのとおり協定した。

この議定書の適用上、

(a) 「南極条約」とは、千九百五十九年十一月一

2 このため、

(a) 南極条約地域における活動は、南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系に対する悪影響を限定するよう計画し及び実施する。

(b) 南極条約地域における活動については、次のことを回避するよう計画し及び実施する。

(c) 気候又は天候に対する悪影響

(d) 大気の質又は水質に対する著しい悪影響

(e) 大気、陸上、陸水を含む、氷河又は海洋における環境の著しい変化

(f) 動物及び植物の種又は種の個体群の分布、豊度又は生産性の有害な変化

(g) 絶滅のおそれがあり若しくは脅威にさらされている種又はこのような種の個体群を更に危険な状態にすること。

(h) 原生地域として重要な価値を有する地域の価値を減じ又はこれらの地域を相当な危険にさらすこと。

(i) 生物学上、科学上、歴史上、芸術上又は

(j) 地域としての価値を有する地域の価値を減じ又はこれらの地域を相当な危険にさらすこと。

(k) 南極条約地域における活動については、南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系並びに南極条約の科学的調査を実施する地域としての価値に対しても該活動が及ぼすおそれのある影響につき事前の評価を可能にする十分な情報に基づき及びこの影響を知った上ででの判断に基づき、計画し及び実施する。このような判断に当たっては、次の事項を十分に考慮する。

(l) 活動の範囲(地域、期間及び程度を含む)を実施するための地域としての価値を含む。この保護は、南極条約地域におけるすべての活動を計画し及び実施するに当たり考慮すべき基本的な事項とする。

3

(a) 活動の累積的な影響(当該活動自体によるもの及び南極条約地域における他の活動の影響との複合によるものの双方)

(b) 活動が南極条約地域における他の活動に有害な影響を及ぼすか否か。

(c) 活動が及ぼす悪影響を特定し及び早期に警告を与えるために主要な環境上の指標及び生態系の構成要素を監視する能力の有無

(d) 並びに南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系に関する監視の結果又は知識の増進に照らして必要となる作業手順の修正を行うための能力の有無

(e) 活動が及ぼす悪影響を特定し及び早期に警告を与えるために主要な環境上の指標及び生態系の構成要素を監視する能力の有無

(f) 事故(特に、環境に影響を及ぼすおそれのあるもの)に対し迅速かつ効果的に対応する能力の有無

(g) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(h) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(i) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(j) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(k) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(l) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(m) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(n) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(o) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(p) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(q) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(r) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(s) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(t) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(u) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(v) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(w) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(x) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(y) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(z) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(aa) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(bb) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(cc) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(dd) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(ee) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(ff) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(gg) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(hh) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(ii) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(jj) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(kk) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(ll) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(mm) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(nn) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(oo) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(pp) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(qq) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(rr) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(ss) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(tt) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(uu) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(vv) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(ww) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(xx) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(yy) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(zz) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(aa) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(bb) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(cc) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(dd) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(ee) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(ff) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(gg) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(hh) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(ii) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(jj) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(kk) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(ll) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(mm) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(nn) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(oo) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(pp) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(qq) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(rr) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(ss) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(tt) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(uu) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(vv) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(ww) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(xx) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(yy) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(zz) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(aa) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(bb) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(cc) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(dd) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(ee) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(ff) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(gg) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(hh) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(ii) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(jj) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(kk) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(ll) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(mm) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(nn) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(oo) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(pp) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(qq) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(rr) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(ii) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(jj) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(kk) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(ll) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(mm) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(nn) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(oo) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(pp) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(qq) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(rr) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(ii) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(jj) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(kk) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(ll) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(mm) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(nn) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行つたため、定期的かつ

外 報 号

べき実施される活動、同地域における観光並びに政府及び非政府の他のすべての活動であつて、南極条約第七条の規定に従い事前の通告を必要とするもの（関連する後方支援活動を含む。）については、

(a) この条に定める原則に適合する方法で行う。

(b) この条に定める原則に反して南極の環境又はこれに依存し若しくは関連する生態系に影響を及ぼし又は及ぼすおそれがある場合に是、修正し、停止し又は取りやめる。

第四条 南極条約体制における他の構成要素との関係

1 この議定書は、南極条約を補足するものとし、同条約を修正し又は改正するものではない。

2 この議定書のいかなる規定も、締約国が南極条約体制における他の有効な国際文書に基づき有する権利を害し及びこれらの国際文書に基づき負う義務を免れさせるものではない。

第五条 南極条約体制における他の構成要素との整合性

締約国は、この議定書の目的及び原則の達成を確保するため並びに南極条約体制における他の有効な国際文書の目的及び原則の達成に影響を及ぼすことを回避し又はこれらの国際文書の実施との議定書の実施との間の抵触を回避するため、これららの国際文書の締約国及びこれらの国際文書に基づいて設置された機関と協調し及び協力する。

1 締約国は、南極条約地域における活動を計画し及び実施するに当たり、協力する。このた

め、各締約国は、次のことを行いうよう努力する。

(a) 南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系の保護に関し、科学上、技術上及び教育上の価値を有する協力計画を促進すること。

(b) 他の締約国に対し、環境影響評価の実施について適切な援助を与えること。

(c) 要請により、他の締約国に対し、環境に対する潜在的な危険に関する情報を提供すること。

(d) 場所のいかんを問わず過度の集中によつて並びに南極の環境又はこれに依存し及び関連する生態系に損害を与えるおそれのある事故の影響を最小にするための援助を与えること。

(e) 適当な場合には、合同で探検を行うこと及び基地その他の施設を共同で使用すること。

(f) 南極条約協議国会議が合意する措置をとること。

2 2に規定する活動が計画される場合には、当該活動は、次のいずれの影響を及ぼすと判断されるかに応じ、南極の環境又はこれに依存し若しくは関連する生態系に及ぼす影響についての事前の評価のための手続であつて附属書Iに規定するものに従うものとする。

(a) 軽微な又は一時的な影響を下回る影響

(b) 軽微な又は一時的な影響

(c) 軽微な又は一時的な影響を上回る影響

3 各締約国は、附属書Iに規定する評価の手続が、南極条約地域において科学的調査の計画に基づき実施されるすべての活動、同地域における観光並びに政府及び非政府の他のすべての活動であつて、南極条約第七条の規定に従い事前の通告を必要とするもの（関連する後方支援活動を含む。）に関する決定に至るまでの立案過程において適用されることを確保する。

4 2及び3の規定に従つて効力を生じた附属書並びに附属書の改正及び修正は、附属書自体に改正又は修正の効力発生について別段の定めがない限り、南極条約協議国でない南極条約の締約国又は採択の時に南極条約協議国でなかった南極条約の締約国については、寄託政府が当該締約国の承認の通告を受領した時に効力を生ずる。

5 附属書に別段の定めがある場合を除くほか、附属書は、第十八条から第二十条までに規定する紛争解決のための手続の適用を受ける。

第六条 協力

1 この議定書の附属書は、この議定書の不可分の一部を成す。

2 附属書Iから附属書IVまでの附属書のほかに追加される附属書は、南極条約第九条の規定に従つて採択され、効力を生ずる。

第七条 鉱物資源に関する活動の禁止

1 2に規定する活動が計画される場合には、当該活動は、次のいずれの影響を及ぼすと判断されるかに応じ、南極の環境又はこれに依存し若しくは関連する生態系に及ぼす影響についての事前の評価のための手続であつて附属書Iに規定するものに従うものとする。

2 附屬書Iから附屬書IVまでの附屬書のほかに追加される附屬書は、南極条約第九条の規定に従つて採択され、効力を生ずる。

第八条 環境影響評価

1 2に規定する活動が計画される場合には、当該活動は、次のいずれの影響を及ぼすと判断されるかに応じ、南極の環境又はこれに依存し若しくは関連する生態系に及ぼす影響についての事前の評価のための手続であつて附属書Iに規定するものに従うものとする。

2 附屬書の改正及び修正は、附屬書自体に改正及び修正が速やかに効力を生ずるための規定を定めることができる。

3 附屬書の改正及び修正は、附屬書自体に改正又は修正の効力発生について別段の定めがない限り、南極条約協議国でない南極条約の締約国又は採択の時に南極条約協議国でなかった南極条約の締約国については、寄託政府が当該締約国の承認の通告を受領した時に効力を生ずる。

4 2及び3の規定に従つて効力を生じた附属書並びに附属書の改正及び修正は、附属書自体に改正又は修正の効力発生について別段の定めがない限り、南極条約協議国でない南極条約の締約国又は採択の時に南極条約協議国でなかった南極条約の締約国については、寄託政府が当該締約国の承認の通告を受領した時に効力を生ずる。

5 附属書に別段の定めがある場合を除くほか、附属書は、第十八条から第二十条までに規定する紛争解決のための手続の適用を受ける。

第九条 附屬書

1 南極条約協議国会議は、利用可能な最善の科学上及び技術上の助言を参考として、次のことをを行う。

(a) この議定書の規定に従い、南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系の包括的な保護についての一般的な政策を定めること。

(b) この議定書の実施のため、南極条約第九条の規定に基づく措置をとること。

2 南極条約協議国会議は、委員会によって行われた作業を検討するものとし、1に規定する任

うため及び協力して対応するための手続を定める。

3 この条の規定の実施において、締約国は、適当な国際機関の助言を参考とする。

第十六条 責任

締約国は、南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系の包括的な保護についてこの議定書の目的に従い、南極条約地域において実施され、かつ、この議定書の適用を受ける活動から生ずる損害についての責任に関する規則及び手続を作成することを約束する。当該規則及び手続については、第九条2の規定に従つて採択される一又は二以上の附属書に含める。

第十七条 締約国による年次報告

1 各締約国は、この議定書の実施のためにとった措置を毎年報告する。その報告書には、第十一条の規定に従つて行われる通報、第十五条の規定に従つて作成される緊急時計画並びにこの議定書に従つて必要とされる他のすべての通告及び通報であつて情報の送付及び交換に関する。

2 1の規定に従つて作成される報告書は、すべての締約国及び委員会に送付され、並びに次の南極協議国会議で審議されるものとし、更に、当該報告書は、一般に利用可能なものとする。

第十八条 紛争解決

この議定書の解釈又は適用に関する紛争が生じた場合には、紛争当事国は、いずれかの紛争当事国の要請により、交渉、審査、仲介、調停、仲裁、司法的解決又は紛争当事国が合意するその他の平和的手段により紛争を解決するため、できる

限り速やかに紛争当事国間で協議する。

第十九条 紛争解決手続の選択

1 各締約国は、この議定書に署名し、これを批准し、受諾し若しくは承認し若しくはこれに加言を行うことにより、第七条、第八条及び第十一条の規定、附属書の規定(附属書に別段の定めがある場合を除く)並びにこれらの規定に関する第十三条の規定の解釈又は適用についての紛争の解決に関し、次の手段の一方又は双方を選択することができる。

(a) 國際司法裁判所

(b) 仲裁裁判所

2 1の規定に基づいて行われる宣言は、前条及び次条2の規定の適用に影響を及ぼすものではない。

3 1の規定による宣言を行わなかつた締約国又は当該宣言が有効でなくなった締約国は、仲裁裁判所の管轄権を受け入れているものとみなされる。

4 紛争当事国が紛争の解決のために同一の手段を受け入れている場合には、当該紛争については、紛争当事国が別段の合意をしない限り、その手続にのみ付することができます。

5 紛争当事国が紛争の解決のために同一の手段を受け入れていない場合又は双方の紛争当事国が双方の手段を受け入れている場合には、当該紛争については、紛争当事国が別段の合意をしない限り、仲裁裁判所にのみ付託することができる。

6 1の規定に基づいて行われる宣言は、当該宣言の期間が満了するまで又は書面による当該宣言の期間が経過するまでの間、効力を有する。

この議定書は、千九百九十二年十月四日にマドリッドにおいて、その後は、千九百九十二年十月三日までワシントンにおいて、南極条約の締約国

月の撤回の通告が寄託政府に寄託された後二箇

月が経過するまでの間、効力を有する。

7 新たな宣言、宣言の撤回の通告又は宣言の期間の満了は、紛争当事国が別段の合意をしない限り、国際司法裁判所又は仲裁裁判所において進行中の手続に何ら影響を及ぼすものではない。

8 この条に規定する宣言及び通告については、寄託政府に寄託するものとし、寄託政府は、その写しをすべての締約国に送付する。

第二十条 紛争解決手続

1 第七条、第八条若しくは第十五条の規定、附属書の規定(附属書に別段の定めがある場合を除く)又はこれらの規定に関連する第十三条の規定の解釈又は適用についての紛争の当事国が第十八条の規定に従つて協議を要請した後二箇月以内に紛争解決のための手段について合意しない場合には、当該紛争は、いずれかの紛争当事国の要請により、前条の4及び5の規定により決定される紛争解決手続に従つて解決を図る。

2 仲裁裁判所は、南極条約第四条の規定の範囲内にある問題について決定する権限を有しない。更に、この議定書のいかなる規定も、国際司法裁判所又は締約国間で紛争解決のために設置される他の裁判所に対し、同条の規定の範囲内にあるいずれの問題についても決定する権限

4 この議定書が効力を生じた日の後、南極条約協議国は、南極条約の締約国がこの議定書を批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入しない限り、当該南極条約の締約国が同条第九条2の規定に従い南極条約協議国会議に参加する代表者を任命する権利について行う通告について、措置をとつてはならない。

第二十三条 効力発生

1 この議定書は、その採択の日に南極条約協議国であるすべての国による批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後三十日日の日

に効力を生ずる。

2 この議定書は、その効力発生の日の後に批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する南極条約の締約国については、その批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の後三十日日の日

に効力を生ずる。

3 この議定書に対する留保は、認められない。

4 第二十五条 修正又は改正

この議定書は、南極条約第十二条の(a)及び(b)に規定する

による署名のために開放しておく。

第二十二条 批准、受諾、承認又は加入

1 この議定書は、署名国によって批准され、受諾され又は承認されなければならない。

2 この議定書は、千九百九十二年十月二日後は、南極条約の締約国による加入のために開放しておく。

3 批准書、受諾書、承認書又は加入書は、この議定書において寄託政府として指定されるアメリカ合衆国政府に寄託する。

4 この議定書が効力を生じた日の後、南極条約協議国は、南極条約の締約国がこの議定書を批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入しない限り、当該南極条約の締約国が同条第九条2の規定に従い南極条約協議国会議に参

加する代表者を任命する権利について行う通告について、措置をとつてはならない。

5 この議定書は、その採択の日に南極条約協議国であるすべての国による批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後三十日日の日

に効力を生ずる。

6 この議定書は、その効力発生の日の後に批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する南極条約の締約国については、その批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の後三十日日の日

に効力を生ずる。

7 この議定書に対する留保は、認められない。

8 第二十五条 修正又は改正

この議定書は、南極条約第十二条の(a)及び(b)に規定する

による署名のために開放しておく。

9 この議定書に対する留保は、認められない。

10 第二十五条 修正又は改正

この議定書は、南極条約第十二条の(a)及び(b)に規定する

による署名のために開放しておく。

11 第二十五条 修正又は改正

この議定書は、南極条約第十二条の(a)及び(b)に規定する

による署名のために開放しておく。

12 第二十五条 修正又は改正

この議定書は、南極条約第十二条の(a)及び(b)に規定する

による署名のために開放しておく。

定する手続に従い、いつでも修正し又は改正すことができる。

2 この議定書の効力発生の日から五十年を経過した後、いざれかの南極条約協議国が寄託政府への通報により要請する場合には、この議定書の運用について検討するため、できる限り速やかに会議を開催する。

3 2の規定によって招請される検討のための会議において提案された修正又は改正について

は、この議定書の締約国の過半数(二)の議定書の採択の時に南極条約協議国である国の四分の三を含む)による議決で採択する。

4 3の規定に従って採択された修正又は改正は、南極条約協議国四分の三による批准、受諾、承認又は加入(二)の議定書の採択の時に南極条約協議国であるすべての国による批准、受諾、承認又は加入を含む)の時に効力を生ずる。

5(a) 第七条の規定に関し、同条に規定する南極地域における鉱物資源に関する活動の禁止は、当該活動についての拘束力のある法制度

(特定の活動が認められるか否か及び、認められる場合には、どのような条件の下で認められるかを決定するための合意された手段を含む)が効力を生じない限り、継続する。この法制度は、南極条約第四条に規定するすべての国の利益を保護するものとし、同条に定める原則の適用を受ける。第七条の規定の修正又は改正が2に規定する検討のための会議において提案された場合には、当該修正又は

改正には、当該活動についての拘束力のある法制度を含める。

官報(号外)

(b) (a)の修正又は改正がその採択の日から三年以内に効力を生じなかつた場合には、いづれども一回の締約国も、その後いつでも、この議定書から脱退する旨を寄託政府に通告することができる。脱退は、寄託政府がその通告を受領した後二年で効力を生ずる。
第二十六条 寄託政府による通報
寄託政府は、南極条約のすべての締約国に対し、次の事項を通報する。
(a) この議定書の署名及び批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託
(b) この議定書の効力発生の日及び追加される附屬書の効力発生の日
(c) この議定書の改正又は修正の効力発生の日
(d) 第十九条の規定に基づく宣言及び通告の寄託
(e) 前条5(b)の規定に基づき受領した通告

第一十七条 正文及び国際連合への登録
1 この議定書は、ひとしく正文である英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により作成し、アメリカ合衆国政府に寄託する。同政府は、この議定書の認証原本を南極条約のすべての締約国に送付する。
2 この議定書は、寄託政府が国際連合憲章第一百二条の規定により登録する。
付録 仲裁
第一条

1 仲裁裁判所は、この議定書(二)の付録を含む)に従い組織され及び任務を遂行する。
2 この付録において「事務総長」とは、常設仲裁裁判所事務総長をいう。
第三条
1 仲裁裁判所は、次のとおり任命される二人の仲裁人により構成する。
(a) 手続を開始する紛争当事国は、前条に規定する名簿から一人の仲裁人を任命する。この仲裁人は、当該紛争当事国の国民とすることができる。その任命については、次条に規定する通告に含める。
(b) 他の紛争当事国は、次条の通告を受領した時から四十日以内に、前条に規定する名簿から第一の仲裁人を任命する。この仲裁人は、当該他の紛争当事国の国民とすることができる。
(c) 紛争当事国は、第一の仲裁人の任命の時から六十日以内に、前条に規定する名簿から第三の仲裁人を合意によって任命する。第三の仲裁人は、いざれの紛争当事国の国民でもあってはならず、紛争当事国により当該名簿に記載される者として指名された者であつてはならず、かつ、最初の二人の仲裁人の有している国籍のいずれをも有していないはならぬ。第三の仲裁人は、仲裁裁判所の裁判長となる。
(d) 第二の仲裁人が所定の期間内に任命されなかった場合は又は第三の仲裁人の任命について紛争当事国が所定の期間内に合意に達しなかつた場合には、当該第二又は第三の仲裁人が、いざれの紛争当事国の要請において、係属中の手続が終了するまで引き続きその任務を遂行する。
(e) 第二の仲裁人が所定の期間内に任命されなかった場合は又は第三の仲裁人の任命について紛争当事国が所定の期間内に合意に達しなかつた場合には、当該第二又は第三の仲裁人が、いざれの紛争当事国の要請において、係属中の手続が終了するまで引き続きその任務を遂行する。
事務総長は、この条の規定に従つて指名された仲裁人について最新の名簿を保管するようになる。
2 この付録において「事務総長」とは、常設仲裁裁判所事務総長が任命する。同所長は、この(d)に定める職務を遂行するに当たり、紛争当事国と協議する。

官報 (号外)

- (e) 国際司法裁判所長が②の規定によって与えられた職務を遂行することができない場合には、紛争当事国の国籍を有する場合には、当該職務について、国際司法裁判所次長が遂行する。ただし、同次長が当該職務を遂行することができない場合又は紛争当事国の国籍を有する場合には、当該職務は、その遂行が可能であり、かつ、紛争当事国の国籍を有しない国際司法裁判所の裁判官のうち同次長に次席の者が遂行する。
- 2 仲裁裁判所に空席が生じたときは、当該空席を生じさせた仲裁人の任命の場合と同様の方法によつて補充する。
- 3 二を超える紛争当事国が関係する紛争については、同一の利害関係を有する紛争当事国は、①(b)に規定する期間内に合意によつて一人の仲裁人を任命する。

第四条

仲裁手続を開始する紛争当事国は、他の紛争当事国及び事務総長に対し、書面により当該仲裁手続の開始について通告する。その通告には、請求及びその根拠も記載する。当該通告は、事務総長がすべての締約国に送付する。

第五条

1 仲裁は、紛争当事国が別段の合意をしない限り、ハーグにおいて行い、仲裁裁判所の記録は、ハーグで保存される。仲裁裁判所は、その手続規則を採択する。当該手続規則については、陳述し及び自己の立場を表明する十分な機会を紛争当事国に確保し、並びに仲裁手続が迅速に行われることを確保する。

2 仲裁裁判所は、紛争から生ずる反対請求を審

(e) 国際司法裁判所長が②の規定によって与えられた職務を遂行することができない場合には、紛争当事国の国籍を有する場合には、当該職務について、国際司法裁判所次長が遂行する。ただし、同次長が当該職務を遂行することができない場合又は紛争当事国の国籍を有する場合には、当該職務は、その遂行が可能であり、かつ、紛争当事国の国籍を有しない国際司法裁判所の裁判官のうち同次長に次席の者が遂行する。

理し及び決定することができる。

第六条

- (a) いずれかの紛争当事国の要請により、紛争当事国のそれぞれの権利を保全するために必要なと認める暫定措置を示すこと。
- (b) 南極の環境又はこれに依存し若しくは関連する生態系に対して生ずる重大な害を防止するため、状況に応じて適当と認める暫定措置を定めること。

- 2 紛争当事国は、第十一条の規定に基づく仲裁裁判所が行われるまでの間、①(b)の規定に基づいて定められた暫定措置に速やかに従うものとする。
- 3 議定書第二十条に規定する期間においても、紛争当事国は、いつでも、第四条の規定に基づつて行われる他の紛争当事国及び事務総長に対する通告により、この条の規定に基づく緊急の暫定措置を示し又は定めるために特に緊急に仲裁裁判所が組織されるよう要請することができる。

第九条

いずれかの紛争当事国が仲裁裁判所に出廷せず又は自国の立場を弁護しない場合には、他の紛争当事国は、仲裁裁判所に対し、仲裁手続を継続し及び仲裁判断を行うよう要請することができる。

第十条

1 仲裁裁判所は、自己に付託される紛争につき、議定書並びに議定書に反しない適用可能な国際法の他の規則及び原則に基づいて仲裁判断を行う。

2 仲裁裁判所は、紛争当事国が合意する場合に付託された紛争につき衡平及び善に基づいて決定を行うことができる。

第十二条

仲裁裁判所のすべての決定(第五条、第六条及び前条に規定する決定を含む)は、仲裁人の多数決により行われるものとし、仲裁人は、投票に際し棄権することができない。

第十三条

1 この付録は、南極条約第九条1の規定に基づつてとられる措置により改正し又は修正することができます。当該措置に別段の定めがない限り、改正是修正は、当該措置がとられる南極条約協議国会議の終了の後一年で南極条約協議国により承認されたものとし、効力を生ずる。ただし、その期間内に、一又は二以上の南極条約協議国が寄託政府に対し当該期間の延長を希望する旨又は当該措置を承認することができない旨の通告を行う場合は、この限りでない。

2 その後、1の規定に基づつて効力を生じたこの付録の改正又は修正は、南極条約協議国以外の

いずれの締約国も、仲裁裁判所の仲裁判断によって実質的に影響を受け得る法的な利害関係(一般的であるか個別的であるかを問わない)を有すると信する場合には、仲裁裁判所が別段の決定をしない限り、仲裁手続に参加することができる。

第七条

1 仲裁裁判所は、議定書に基づいて管轄権を有すると推定する場合には、次のことを行うこととする。これらの国は、その仲裁判断に速やかに從うものとする。仲裁裁判所は、一の紛争当事国又は仲裁手続に参加するいずれかの国の要請により、仲裁判断について解釈を行う。

2 仲裁判断には、その理由を付する。仲裁判断は、事務総長に通報されるものとし、事務総長は、これをすべての締約国に送付する。

3 仲裁判断は、最終的なものとし、紛争当事国及び仲裁手続に参加するいかなる国も拘束する。

第八条

紛争当事国は、仲裁裁判所の運営に便宜を与えるものとし、特に、自国の法令に従い及びすべての可能な手段を利用して、すべての関連のある文書及び情報を提供し、並びに仲裁裁判所が必要に応じ、証人又は専門家を招致し及びこれらの人から証拠を入手することができるようにする。

第九条

仲裁判所のすべての決定(第五条、第六条及び前条に規定する決定を含む)は、仲裁人の多数決により行われるものとし、仲裁人は、投票に際し棄権することができない。

第十二条

締約国については、これを承認した旨の通告を寄託政府が受領した時に効力を生ずる。

附屬書Ⅴ 環境影響評価

第一条 予備段階

議定書第八条に規定する計画された活動については、その開始の前に、当該活動が環境に及ぼす影響を適切な国内手続に従って検討する。

2 活動の影響が軽微な又は一時的な影響を下回ると判断される場合には、当該活動を直ちに実施することができる。

第二条 初期の環境評価書

1 活動の影響が軽微な若しくは一時的な影響を下回ると判断されている場合又は次条の規定に従い包括的な環境評価書が作成されている場合を除くほか、初期の環境評価書を作成する。当該環境評価書は、計画された活動の影響が軽微な又は一時的な影響を上回る影響であるか否かを評価するため、十分に詳細なものとし、次の事項を含める。

- (a) 計画された活動の記述(目的、場所、期間及び程度を含む)。
- (b) 計画された活動の代替案の検討及び当該活動が及ぼすおそれのあるすべての影響の検討(既存の活動及び既知の計画されている活動を考慮した上ででの累積的な影響の検討を含む)。
- (c) 計画された活動の影響を予測するため用いられた方法及び資料の記述。
- (d) 計画された活動の予想される直接的な影響の性質、範囲、期間及び程度についての評価。
- (e) 計画された活動から生ずるおそれのある間接的又は一次的な影響の検討。
- (f) 既存の活動及び他の既知の計画されている活動を考慮した上ででの計画された活動の累積的な影響の検討。
- (g) 計画された活動の影響を最小にし又は緩和するための措置、当該活動の影響について予見することができない影響を探知するための措置、当該活動の影響についての早期の警告を行うための措置並びに迅速かつ効果的に事故を処理するための措置の特定。これらの措置には、監視の計画を含む。

- 2 計画された活動の影響が軽微な又は一時的な影響にすぎないことを初期の環境評価書が示す場合には、当該活動の影響を評価し及び検証するための適切な手続(監視を含む)を実施することを条件として、当該活動を実施することができる。

第三条 包括的な環境評価書

1 計画された活動の影響が軽微な又は一時的な影響を上回るおそれがあることを初期の環境評価書が示す場合又はその他の方法によりその旨の判断が行われる場合には、包括的な環境評価書を作成する。

2 包括的な環境評価書には、次の事項を含める。

- (a) 計画された活動の記述(目的、場所、期間及び程度を含む)及び当該活動を実施しないことを含む可能な代替案の記述(当該代替案の影響を含む)。
- (b) 予測される変化と比較するための当初の環境の状態の記述及び計画された活動が実施されなかった場合の将来における環境の状態の予測。
- (c) 計画された活動の影響を予測するため用いられた方法及び資料の記述。
- (d) 計画された活動の予想される直接的な影響の性質、範囲、期間及び程度についての評価。
- (e) 計画された活動から生ずるおそれのある間接的又は一次的な影響の検討。
- (f) 既存の活動及び他の既知の計画されている活動を考慮した上ででの計画された活動の累積的な影響の検討。

- (g) 計画された活動の案は、締約国に送付すると同時に、かつ、次の南極条約協議国会議の百二十日前までに、適宜検討を行うため委員会に送付する。

3 包括的な環境評価書の案については、一般に利用可能なものとし、すべての締約国に対し、その意見を得るために送付する。これらの締約国も、その案を一般に利用可能なものとする。締約国からの意見を受領する期間は、九十日とする。

第四条 包括的な環境評価書に基づく決定

1 包括的な環境評価の完了の後に活動が実施される場合には、当該活動の影響を評価し及び検証するための手続(主要な環境上の指標の適切な監視を含む)がとられるものとする。

2 1及び第一條2に規定する手続は、活動の影響について検証可能な定期的な記録を特に次のことを目的とする。

- (a) 影響が議定書の規定にどの程度適合するかを評価すること。
- (b) 影響を最小にし又は緩和するために有用な情報及び適切な場合には活動の停止、取りやめ又は修正の必要性に関する情報を提供すること。

- (i) 計画された活動が科学的調査の実施並びに既存の他の活動及び南極地域の他の価値に及ぼす影響の検討。
- (j) この2の規定により必要とされる情報の収集の際に直面した知識の欠如及び不確実性の特定。
- (k) この2の規定により提供される情報の平易な要約。

- (l) 計画された活動が及ぼす影響であつて避けられることのできないものの特定。
- (m) 計画された活動が及ぼす影響であつて避けられることのできないものの特定。
- (n) 計画された活動が及ぼす影響であつて避けられることのできないものの特定。
- (o) 計画された活動が及ぼす影響であつて避けられることのできないものの特定。
- (p) 計画された活動が及ぼす影響であつて避けられることのできないものの特定。
- (q) 計画された活動が及ぼす影響であつて避けられることのできないものの特定。
- (r) 計画された活動が及ぼす影響であつて避けられることのできないものの特定。
- (s) 計画された活動が及ぼす影響であつて避けられることのできないものの特定。
- (t) 計画された活動が及ぼす影響であつて避けられることのできないものの特定。
- (u) 計画された活動が及ぼす影響であつて避けられることのできないものの特定。
- (v) 計画された活動が及ぼす影響であつて避けられることのできないものの特定。
- (w) 計画された活動が及ぼす影響であつて避けられることのできないものの特定。
- (x) 計画された活動が及ぼす影響であつて避けられることのできないものの特定。
- (y) 計画された活動が及ぼす影響であつて避けられることのできないものの特定。
- (z) 計画された活動が及ぼす影響であつて避けられることのできないものの特定。

6 最終的な包括的な環境評価書は、包括的な環境評価書の案に関して受領された意見についても取り扱い、及びこれを含め又は要約する。最終的な包括的な環境評価書、これに関連する決定についての通知及び計画された活動がもたらす利益との関連における予測される影響についての評価は、すべての締約国に対し、南極条約地域における活動計画を開始する六十日前までに送付する。これらの締約国は、これを一般に利用可能なものとする。

(a) 2に規定する目的のために真に必要である以上に在来哺乳類、在来鳥類又は在来植物を採捕しないこと。

(b) 殺される在来哺乳類又は在来鳥類の数を少數のみとすること及び、いかなる場合にも、地域的な個体群において殺される在来哺乳類又は在来鳥類の数を他に許可された採捕の数を勘案して次の繁殖期において通常自然に回復することができる数以上とはしないこと。

(c) 種の多様性、種の存続に不可欠な生息地及び南極条約地域内に存在する生態系の均衡を維持すること。

4 この附属書の付録Aに掲げる在来哺乳類、在来鳥類及び在来植物の種は、「特別保護種」として指定され、締約国によって特別の保護を与える。

5 特別保護種を採捕するための許可証については、次の条件が満たされない限り、発給してはならない。

(a) 採捕がやむを得ない科学的目的のためであること。

(b) 採捕が種又は地域的な個体群の存続又は回復を妨げないこと。

(c) 適当な場合には、採捕が殺すに至ることのない方法により行われること。

6 在来哺乳類及び在来鳥類のすべての採捕については、可能な限り、苦痛を最小限にするような方法で行う。

第四条 非在来種、寄生虫及び疾病の持込み

1 許可証による場合を除くほか、南極条約地域に在来でないかなる動物又は植物の種も、同

地域内の陸地、氷棚又は水中に持ち込んではならない。

2 犬については、陸地又は氷棚に持ち込んではならないものとし、現にこれらの地域に存在する犬については、千九百九十四年四月一日までに除去しなければならない。

3 1の許可証については、この附属書の付録Bに掲げる動物及び植物のみの持込みを許可するためには発給するものとし、種、数並びに適当な場合には年齢及び性別並びに逃亡を防ぐため又は在來の動物相及び植物相との接触を防ぐためによるべき予防措置を明記する。

4 1及び3の規定により許可証が発給されている動物又は動物については、当該許可証の失効前に、南極条約地域から除去し、又は焼却による処分若しくは在來の動物相若しくは植物相に対する危険を生じさせることのないその他の焼却と同様に効果的な方法による処分を行う。当該許可証には、このよき義務を明記する。同

5 この附属書の付録Aに掲げる在来哺乳類の規定を理解し及び遵守することを確保するため、禁止されている活動に関する情報並びに特別保護種及び関連する保護地区の表を取りまとめ、かつ、これららの者が利用することができるようとする。

第六条 情報の交換

1 締約国は、次の事項のための措置をとる。

(a) 在来哺乳類、在来鳥類又は在来植物のそれぞれの種について南極条約地域において毎年採捕される数又は量に関する記録(許可証の記録を含む)及び統計的収集及び交換

(b) 南極条約地域における在来哺乳類、在来鳥類、在来植物及び在来無脊椎動物の状態に関する情報並びに種又は個体群が保護を必要とする程度に関する情報の入手及び交換

(c) 2の規定により締約国が提供する(a)及び(b)に規定する情報についての共通の書式の作成

態に保ち、並びに附属書III及びこの附属書の付録Cに従って処分する。

6 各締約国は、在來の動物相及び植物相に存在しない微生物(例えは、ウイルス、細菌、寄生虫、酵母、菌類)の持込みを防止するために予防措置(c)の附属書の付録Cに定める措置を含む)がとられることを義務付ける。

第七条 南極条約体制の範囲外の他の合意との関係
この附属書のいかなる規定も、締約国が国際捕鯨取締条約に基づき有する権利を害し及び同条約に基づき負う義務を免れさせるものではない。

第八条 検討

締約国は、委員会の勧告を考慮して、南極の動物相及び植物相の保存のための措置を常に検討する。

第九条 改正又は修正

1 この附属書は、南極条約第九条1の規定に従ってとられる措置により改正し又は修正することができます。当該措置に別段の定めがない限り、改正是、当該措置がとられる南極条約協議国が終了の後一年で南極条約協議国により承認されたものとし、効力を生ずる。

ただし、その期間内に「又は」以上の南極条約協議国が寄託政府に対しこの期間の延長を希望する旨又は当該措置を承認することができない旨の通告を行う場合は、この限りでない。2 その後、1の規定に従って効力を生じたこの附属書の改正又は修正は、南極条約協議国以外の締約国については、これを承認した旨の通告を寄託政府が受領した時に効力を生ずる。

付録A 特別保護種
みなみおつとせい属(アルクトケファルス属)に属するすべての種
ロスアザラシ(オノマトフォカ・ロスイ)

付録B 動物及び植物の持込み
次に掲げる動物及び植物については、第四条の規定により発給される許可証に基づき南極条約地域に持ち込むことができる。

外報号

- (a) 耕作用の植物
(b) 実験用の動物及び植物(ウイルス、細菌、酵母及び菌類を含む。)
付録C 微生物の持込みを防止するための予防措置
- 1 家きん。いかなる生きている家きんその他の生きている鳥類も、南極条約地域に持ち込んではならない。調理用に処理された家きんは、南極条約地域への輸送のためにこん包される前に、ニューカッスル病、結核、酵母による感染等の疾病的検査を受ける。消費されない家きん又はその部分については、南極条約地域から除去し、又は焼却による処分若しくは在来の植物相及び動物相に対する危険を生じさせることのない焼却と同様に効果的な方法による処分を行う。

第一條 一般的義務

- 1 この附属書は、南極条約地域において科学的調査の計画に基づき実施される活動、同地域における観光並びに政府及び非政府の他のすべての活動であって、南極条約第十七条の規定に従い事前の通告を必要とするもの(関連する後方支援活動を含む。)について適用する。
- 2 南極条約地域において発生し又は処分される廃棄物の量については、南極の環境への影響を最小にし並びに南極地域の自然的価値への影響並びに科学的調査及び南極条約に適合する南極地域の他の利用への影響を最小にするため、実行可能な限り、削減する。

- 3 南極条約地域における活動を計画し及び実施するに当たり、廃棄物の保管、処分及び南極条約地域からの除去、その再使用又は再生利用並びにその発生源の削減については、不可欠な検討事項とする。
- 4 南極条約地域から除去される廃棄物については、実行可能な最大限度まで、当該廃棄物を発生させた活動が組織された国に持ち帰り、又は関連する国際協定に従い当該廃棄物の処分についての取決めが行われているその他の国に持ち込む。
- 5 地上における過去又は現在の廃棄物の処分場及び南極における活動のために使われ、遺棄された作業場については、当該廃棄物の発生者及び当該作業場の使用者が净化する。この義務については、次の事項を義務付けるものと解してはならない。

附屬書III 廃棄物の処分及び廃棄物の管理

官

- (a) 史跡又は歴史的記念物として指定された建造物の除去
- 1 いかなる実行可能な方法によつても建造物又は廃棄物を除去することが当該建造物又は廃棄物を元の場所に残しておくことよりも大きな悪影響を環境に及ぼす場合において、当該建造物又は廃棄物を除去すること。
- 2 廉價な方法によつても当該廃棄物を除去することが当該廃棄物を元の場所に残しておくことよりも大きな悪影響を環境に及ぼす場合は、いかなる実行可能な方法によつても当該廃棄物を除去することは、適用しない。

第二條 南極条約地域からの除去による廃棄物の処分

- 1 次に掲げる廃棄物については、この附属書が効力を生じた後に発生した場合には、当該廃棄物の発生者が南極条約地域から除去する。

(a) 放射性物質

- 2 微生物及び植物病原体の実験用培養物

(c) 鳥類を用いた製品(持ち込まれたもの)

- 3 次に掲げる廃棄物については、焼却され、高圧下で蒸気により滅菌され又はその他の方法で滅菌処理されない限り、当該廃棄物の発生者が南極条約地域から除去する。
- 4 持ち込まれた動物の死体
- 5 微生物及び植物病原体の実験用培養物
- 6 水槽又は着底水床の上の内陸部に位置する基地から発生した当該廃棄物を深い水の穴の中におく。

いて処分することが唯一の実行可能な方法である場合には、そのような方法で処分することができる。

露岩地域又は水の消耗が著しい地域を終点とする既知の水の流線上にこのような穴を掘ってはならない。

野営地において発生した廃棄物については、実行可能な最大限度まで、当該廃棄物の発生者がこの附屬書に従って処分するため、支援基地又は船舶に持ち帰る。

第五条 海洋における廃棄物の処分

1 汚水及び生活排水については、その影響を受ける海洋環境の同化能力を考慮して及び次のことを条件として、海洋に直接排出することができる。

(a) 実行可能な場合には、初期希釈及び急速な拡散のための条件が存在する場所で排出が行われること。

(b) 大量の汚水及び生活排水(南半球の夏の週間の平均の滞在者がおよそ三十人以上ある基地において発生したもの)については、少なくともこれらに含まれる固形状の物をふやかす処理を行うこと。

2 回転円板処理装置による処理又はこれと類似の過程による処理によって生じた汚泥については、海洋へ処分することができる。ただし、その処分が行われる地域の環境に対して悪影響を及ぼすものであってはならず、かつ、海洋におけるいすれの当該処分も、附屬書IVに従うものとする。

第六条 廃棄物の保管

南極条約地域から除去され又はその他の方法で処分されるすべての廃棄物については、これらの

廃棄物の環境への拡散を防ぐような方法で保管する。

第七条 持込禁止品

ポリ塩化ビフェニル(PCB)、滅菌されていない土壤、ボリスチレン・ビーズ、ボリスチレン・チップ若しくはこれと類似の包装材料又は駆除剤(科学上、医学上又は衛生上の目的のために必要とされるものを除く)については、南極条約地域の陸地、冰棚又は水中に持ち込むではない。

第八条 廃棄物の管理計画の立案

1 南極条約地域において活動を実施する各締約国は、これらの活動に関して、廃棄物を記録するための基礎とするため並びに科学的活動及びこれに関連する後方支援活動の環境に対する影響を評価することを目的とした研究に資するため、廃棄物の処分の分類制度を作成する。このため、発生した廃棄物は、次のとおり分類される。

(d) 廃棄物及びその管理が環境に及ぼす影響を最小にするためのその他の活動

3 各締約国は、実行可能な限り、過去における活動の場所(例えば、調査旅行の経路、燃料貯蔵地及び野外拠点の場所、航空機の墜落地点)が将来の科学的計画(例えば、雪の化学的性質、地衣類中の汚染物質又は水の柱状試料の掘削についてのもの)の立案に当たり考慮されるよう、その場所に関する情報が失われる以前に当該場所の日録を作成する。

第九条 廃棄物の管理計画の送付及び検討

1 前条の規定に従って作成された廃棄物の管理計画、その実施に関する報告書及び同条3に規定する日録については、南極条約の第三条及び第七条の規定並びに同条第九条の規定に基づく関連する勧告に従い毎年の情報交換に含める。

(c) ポリ塩化ビニル(PVC)製品の使用を抑制し、及びこの附屬書に従ってポリ塩化ビニル(PVC)製品を事後に除去することができる

ようになるため南極条約地域に持ち込む可能性があるすべてのポリ塩化ビニル(PVC)製品につき本国の探検隊に周知させることを確保する。

第十一条 検討

この附屬書については、廃棄物の処分の技術及び方法の改善を反映させることによって最新のものとすることを確保するため並びにこれにより南極の環境を最大限に保護することを確保するため、定期的に検討する。

て、次の事項を明示する。

(a) 廃棄物の既存の処分場及び遺棄された作業場の浄化計画

(b) 廃棄物についての現行の及び計画されている管轄措置(最終処分を含む)。

(c) 廃棄物及びその管理が環境に及ぼす影響を分析するための現行の及び計画されている措置

(d) 廃棄物及びその管理が環境に及ぼす影響を最小にするためのその他の活動

各締約国は、

(a) 廃棄物の管理計画を作成し及び監視するための廃棄物の管理官を指名する。活動の場所においては、当該管理計画についての責任者は、それぞれの場所における適当な者に委任する。

(b) 自国の探検隊の活動による南極の環境への影響を制限し及びこの附屬書に定める要件を周知させるための研修を探検隊員が受けることを確保する。

(c) ポリ塩化ビニル(PVC)製品の使用を抑制し、及びこの附屬書に従ってポリ塩化ビニル(PVC)製品を事後に除去することができる

ようになるため南極条約地域に持ち込む可能

性があるすべてのポリ塩化ビニル(PVC)製品につき本国の探検隊に周知させることを確保する。

のため、意見(影響を最小にするための提案並びに管理計画の修正及び改善についての提案を含む)を提出することができる。

第十条 管理の方法

各締約国は、

(a) 廃棄物の管理計画を作成し及び監視するための廃棄物の管理官を指名する。活動の場所においては、当該管理計画についての責任者は、それぞれの場所における適当な者に委任する。

(b) 自国の探検隊の活動による南極の環境への影響を制限し及びこの附屬書に定める要件を周知させるための研修を探検隊員が受けることを確保する。

(c) ポリ塩化ビニル(PVC)製品の使用を抑制し、及びこの附屬書に従ってポリ塩化ビニル(PVC)製品を事後に除去することができる

ようになるため南極条約地域に持ち込む可能

性があるすべてのポリ塩化ビニル(PVC)製品につき本国の探検隊に周知させることを確保する。

第十二条 検討

この附屬書については、廃棄物の処分の技術及び方法の改善を反映させることによって最新のものとすることを確保するため並びにこれにより南極の環境を最大限に保護することを確保するため、定期的に検討する。

官報 (号外)

第十二条 緊急事態

1 この附屬書は、人命の安全若しくは船舶、航空機若しくは重要な備品及び施設の安全又は環境の保護に関する緊急事態については、適用しない。

2 緊急事態において実施された活動については、すべての締約国及び委員会に対し直ちに通報する。

第十三条 改正又は修正

1 この附屬書は、南極条約第九条1の規定に従ってとられる措置により改正し又は修正することができる。当該措置に別段の定めがない限り、改正又は修正は、当該措置がとられる南極条約協議国会議の終了の後一年で南極条約協議国により承認されたものとし、効力を生ずる。ただし、その期間内に、一又は二以上の南極条約協議国が寄託政府に対し当該期間の延長を希望する旨又は当該措置を承認することができない旨の通告を行う場合は、この限りでない。

2 その後、1の規定に従って効力を生じたこの附屬書の改正又は修正は、南極条約協議国以外の締約国については、これを承認した旨の通告を寄託政府が受領した時に効力を生ずる。

附属書IV 海洋汚染の防止

第一条 定義

この附屬書の適用上、

- (a) 「排出」とは、原因のいかんを問わず船舶からのすべての流出をいい、いかなる流失、処分、漏出、吸収又は放出も含む。
- (b) 「廃物」とは、船舶の通常の運航中に食事、生活及び運航に関連して生ずるあらゆる種類の廃棄物(生鲜魚及びその一部を除く。)をい

う。ただし、第三条及び第四条に規定する物質を除く。

(c) 「MARPOL七三／七八附屬書I」とは、千九百七十八年の議定書及び他の改正で効力を有しているものによって改正された千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約をいう。

(d) 「有害液体物質」とは、MARPOL七三／七八附屬書IIに定義する有害液体物質をいう。

(e) 「油」とは、原油、重油、スラッジ、廃油、精製油その他のあらゆる形態の石油(第四条の規定の適用を受ける石油化学物質を除く。)をいう。

(f) 「油性混合物」とは、油を含有する混合物をいう。

(g) 「船舶」とは、海洋環境において運航するすべての型式の船舟類をいい、水中翼船、エアクッション船、潜水船、浮遊機器及び固定され又は浮いているプラットフォームを含む。

第二条 適用

この附屬書は、各締約国に対し、当該締約国を

旗国とする船舶及び当該締約国の南極活動に従事し又はこれを支援するその他の船舶について、これらの船舶が南極条約地域を運航している間、適用する。

第三条 油の排出

1 MARPOL七三／七八附屬書Iにより認め

られた油を含有する物質の海洋への排出

は、これを禁止する。南極条約地域を

運航している間、船舶は、スラッジその他の油性残留物及び汚れたパラスト、タンク洗浄水そ

の他の油性混合物であつて海洋に排出してはならないものを船内に保留在する。船舶は、南極条約地域の外においてのみこれらの残留物を排出する。この場合において、その排出は、受入施設で又は同附屬書により認められているその他

の方法で行う。

2 この条の規定は、次の排出については、適用しない。

(a) 船舶又はその設備の損傷に起因する油又は油性混合物の海洋への排出。ただし、次のことを条件とする。

(i) 損傷の発生又は排出の発見後に、排出を防止し又は最小にするためすべての合理的な予防措置がとられていること。

(ii) 船舶所有者は、船長が損傷をもたらす意図をもって又は無謀にかつ損傷の生ずるおそれがあることを認識して行動することのなかつたこと。

(b) 特定の汚染事件に対応することを目的として汚染による損害を最小にするために使用される油を含有する物質の海洋への排出

は、それがあることを認識して行動することのなかつたこと。

(c) 特定の汚染事件に対応することを目的として汚染による損害を最小にするために使用される油を含有する物質の海洋への排出

は、それがあることを認識して行動することのなかつたこと。

(d) 合成繊維製のロープ及び漁網、プラスチック製のごみ袋等のすべてのプラスチック類の海洋への投入による処分は、禁止する。

(e) 合成繊維製漁網の流失。ただし、流失を防止し又は最小にするためすべての合理的な予防措置がとられていることを条件とする。

(f) 合成繊維製漁網の流失。ただし、流失を防止するためすべての合理的な予防措置がとられていることを条件とする。

6 締約国は、適切な場合には、廃物記録簿の使用を義務付ける。

第七条 污水の排出

1 南極活動に著しい支障を来す場合を除くは

か、

(a) 各締約国は、陸地又は氷棚から十二海里以

ラインング及び包装材料を含む)の海洋への投入による処分は、禁止する。

3 食物くずの海洋への投入による処分については、粉碎装置又は圧碎装置を使用し、かつ、MARPOL七三／七八附屬書Vにより認められている場合を除くほか、陸地及び氷棚からできる限り離れて行う(最も近い陸地又は氷棚から距離が十二海里以上でなければならない)ときに認めることができる。海洋への投入による処分を認める場合には、粉碎され又は圧碎された食物くずは、二十五ミリメートルの網目を有する網を通過することができるものでなければならない。

4 この条に規定する物質が処分又は排出の要件を異にする他の物質と混在して排出又は処分される場合には、最も厳しい処分又は排出の要件を適用する。

5 1及び2の規定は、次のものについては、適用しない。

(a) 船舶又はその設備の損傷に起因する廃物の流失。ただし、損傷の発生の前後に、流失を

防止し又は最小にするためすべての合理的な予防措置がとられていることを条件とする。

(b) 合成繊維製漁網の流失。ただし、流失を

防止するためすべての合理的な予防措置がとられていることを条件とする。

6 締約国は、適切な場合には、廃物記録簿の使用を義務付ける。

第七条 污水の排出

1 南極活動に著しい支障を来す場合を除くは

か、

(a) 各締約国は、陸地又は氷棚から十二海里以

内の海洋において未処理の汚水(「汚水」とは、MARPOL七三／七八附属書IVに定義するものをいう。)を排出してはならない。

(b) 陸地又は氷棚から十二海里を超える距離の場所において、貯留タンク内の汚水は、一度に排出してはならないものとし、実行可能な場合には、船舶が四ノット以上の速力で航行している間に適当な速度で排出しなければならない。

この1の規定は、最大搭載人員が十人を超える船舶については、適用しない。

2 締約国は、適当な場合には、汚水記録簿の使用を義務付ける。

第七条 緊急事態

1 第三条から前条までの規定は、船舶及び乗船者の安全又は海上における人命の救助に関する緊急事態については、適用しない。

2 緊急事態において実施された活動については、すべての締約国及び委員会に対し直ちに通報する。

第八条 南極の環境に依存し及び関連する生態系に及ぼす影響

この附属書の実施に当たり、南極の環境に依存し及び関連する生態系に及ぼす有害な影響を回避する必要性につき、南極条約地域の外においても妥当な考慮を払う。

第九条 船舶の保有能力及び受入施設

1 各締約国は、自國を旗国とするすべての船舶及び締約国の南極活動に従事し又はこれを支援するその他の船舶が、南極条約地域に入る前に、すべてのスラッジその他の油性残留物及びすべての汚れたバласт、すべてのタンク洗浄

水その他の油性混合物を南極条約地域を運航している間船内に保留するための十分な容量のタンクを備えること、廃物を南極条約地域を運航している間船内に保留するための十分な収容能力を有すること並びにこれらの油性残留物及び廃物を同地域を出た後に受入施設で排出するための決めを締結することを約束する。これらの船舶は、更に、有害液体物質を船内に保留するための十分な収容能力を有するものとする。

2 各締約国は、自國の港から船舶が南極条約地域へ向けて出航する場合又は同地域から自國の港に着する場合には、すべてのスラッジその他の油性残留物及びすべての汚れたバласт、

すべてのタンク洗浄水その他の油性混合物並びに船舶からの廃物を受け入れるための十分な施設であって、航海に不当な遅延を生じさせず、かつ、これを利用する船舶の必要に応じたものができる限り速やかに設けられることを確保することを約束する。

3 南極条約地域に隣接する他の締約国が、同地域へ向けて出航し又は同地域から当該他の締約国が、港湾の受入施設の設置が当該他の締約国に不公平な負担を生じさせないことを確保するため、当該他の締約国と協議する。

第十一条 船舶の設計、建造、乗組員の配乗及び設備

各締約国は、南極活動に従事し又はこれを支援する船舶の設計、建造、乗組員の配乗及び設備付けを行うに当たり、この附属書の目的を考慮する。

第十一條 主権免除

1 この附属書は、軍艦、軍の支援船又は国が所有し若しくは運航する他の船舶で政府の非商業的役務にのみ使用しているものについては、適用しない。ただし、締約国は、自國が所有し又は運航するこれらの船舶の運航又は運航能力を阻害しないようならぬ適當な措置をとることにより、これらの船舶が合理的かつ実行可能である限りこの附属書に即して行動することを確保する。

第十二條 検討

締約国は、この附属書の目的を達成するため、この附属書の規定並びに南極の海洋環境の汚染を防止し、軽減し及びこれに対応するための他の措置(MARPOL七三／七八について採択される改正及び新たな規則を含む。)を絶えず検討する。

第十四条 MARPOL七三／七八との関係

1 の規定の適用に当たり、各締約国は、南極の環境を保護することの重要性を考慮する。

第十五条 改正又は修正

MARPOL七三／七八の締約国である議定書の締約国に関しては、この附属書のいかなる規定も、MARPOL七三／七八に基づき有する特定の権利を害し及びMARPOL七三／七八に基づき負う特定の義務を免れさせるものではない。

第十二条 防止措置並びに緊急事態に係る準備及び対応

1 締約国は、南極条約地域における海洋汚染の緊急事態又はその脅威に対し一層効果的に対応するため、議定書第十五条の規定に従い、同地域における海洋汚染への対応に関する緊急時計画を作成する。(この緊急時計画には、同地域を運航する船舶(固定地點における又は船舶による活動の一部とみなされる小艇を除く。)特に油を貨物として輸送する船舶に関する計画及び沿岸施設に起因する海洋環境への油の漏出に関する計画を含める。このため、締約国は、

(a) 当該緊急時計画の作成及び実施について協議する。

2 その後、1の規定に従って効力を生じたこの附属書の改正又は修正は、南極条約議定書以外の締約国については、これを承認した旨の通告

の助言を参考とする。

2 締約国は、更に、汚染に関する緊急事態について協力して対応するための手続を定めるものとし、当該手続に従い、適當な対応措置をとる。

第十三条 検討

締約国は、この附属書の目的を達成するため、この附属書の規定並びに南極の海洋環境の汚染を防止し、軽減し及びこれに対応するための他の措置(MARPOL七三／七八について採択される改正及び新たな規則を含む。)を絶えず検討する。

第十四条 MARPOL七三／七八との関係

1 の規定の適用に当たり、各締約国は、南極の環境を保護することの重要性を考慮する。

第十五条 改正又は修正

MARPOL七三／七八の締約国である議定書の締約国に関しては、この附属書のいかなる規定も、MARPOL七三／七八に基づき有する特定の権利を害し及びMARPOL七三／七八に基づき負う特定の義務を免れさせるものではない。

第十二条 防止措置並びに緊急事態に係る準備及び対応

1 この附属書は、南極条約第九条1の規定に従ってとられる措置により改正し又は修正することができる。当該措置に別段の定めがない限り、改正又は修正は、当該措置がとられる南極条約議定書の終了の後一年で南極条約議定書により承認されたものとし、効力を生ずる。ただし、その期間内に、一又は二以上の南極条約議定書が寄託政府に対し当該期間の延長を希望する旨又は当該措置を承認することができない旨の通告を行ふ場合は、この限りでない。

2 その後、1の規定に従って効力を生じたこの

附属書の改正又は修正は、南極条約議定書以外の締約国については、これを承認した旨の通告

号外 報表

を寄託政府が受領した時に効力を生ずる。以上の証拠として、下名の全権委員は、正當に委任を受けてこの議定書に署名した。

一千九百九十一一年十月四日にマドリッドで作成した。

環境保護に関する南極条約議定書の附屬書

V 地区の保護及び管理

第一条 定義

この附屬書の適用上

(a) 「適当な当局」とは、締約国によりこの附屬書に基づく許可証を発給する権限を与えた者又は機関をいう。

(b) 「許可証」とは、適当な当局によって発給された書面による正式な許可をいう。

(c) 「管理計画」とは、南極特別保護地区又は南極特別管理地区における活動を管理し及びこれららの地区的特別の価値を保護するための計画をいう。

第二条 目的

この附屬書の適用上、いかなる地域(海域を含む。)も、南極特別保護地区又は南極特別管理地区として指定することができる。これらの地区における活動は、この附屬書に基づいて採択された管理計画に従い禁止され、制限され又は管理されるものとする。

第三条 南極特別保護地区

1 いかなる地域(海域を含む。)も、環境上、科学上、歴史上、芸術上若しくは原生地域としての顧者な価値若しくはこれらの価値の組合せ又は実施中若しくは計画中の科学的調査を保護す

るため、南極特別保護地区として指定することができる。

ほか、禁止する。

第四条 南極特別管理地区

2 締約国は、環境上の及び地理的な観点から系統的な検討を行った上で、次のものを特定し、南極特別保護地区に含めるよう努める。

(a) 人間活動によって影響を受けた場所との将来の比較を可能にするような人為的干渉を受けていない地区

(b) 主要な陸上(氷河及び陸水を含む。)生態系及び海洋生態系の代表的な例

(c) 種の重要な又は珍しい集合のある地区(在来鳥類又は在来哺乳類の主な集団繁殖地を含む。)

(d) 基準产地又はいずれかの種について唯一知られている生息地

(e) 実施中又は計画中の科学的調査に特に関係のある地区

(f) 地質学上、氷河学上又は地形学上の顯著な特性を有する場所の例

(g) 芸術上及び原生地域としての顯著な価値を有する地区

(h) 歴史上的価値を有すると認められている場所又は記念物

(i) 1に規定する価値を保護するために適当であるその他の地区

(j) 過去の南極条約議定書により特別保護地区及び特別科学的関心地区として指定された地区

(k) 当該保護地区への立入りについては、許可証を必要としない。

3 南極特別管理地区への立入りについては、許可証を必要としない。

4 南極特別管理地区が一又は二以上の南極特別保護地区を含む場合には、3の規定にかかるわらず、当該保護地区への立入りは、第七条の規定に従って発給される許可証による場合を除くほか、禁止する。

第五条 管理計画

1 締約国、委員会、南極研究科学委員会又は南極の海生物資源の保存に関する委員会は、管理計画を南極条約議定書に提出することにより、いずれかの地域を南極特別保護地区又は南極特別管理地区として指定する提案を行うことができる。

2 1の指定を提案された地区については、当該地区について特別の保護を必要とし又は当該地

区における活動に關する特別の管理を必要とする価値を保護するために十分な大きさを有するものとする。

3 管理計画案には、適當な場合には、次のものとされる。

(a) 1の指定を提案された地区について特別の保護を必要とし又は当該地区における活動に關する特別の管理を必要とする価値についての記述

(b) (a)に規定する保護又は管理に関する管理計画の目的の説明

(c) (a)に規定する価値を保護するために行われる管理活動

(d) 指定の期間

(e) 次の事項を含む1の指定を提案された地区についての記述

(i) 当該地区的位置を示す地理学的経緯度、境界の標示及び自然の特徴

(ii) 陸、海又は空からの当該地区への出入りの経路(海洋からの進入路及びよう地、当該地区内における歩行者用及び車両用の道並びに航空路及び着陸場を含む。)

(iii) 当該地区内及び当該地区的付近にある建造物(科学的基地及び研究又は避難のための施設を含む。)の位置

(iv) 当該地区内若しくは当該地区的付近にあらうこの附屬書によって指定されたその他の施設を含む。の位置

(v) 当該地区内若しくは当該地区的付近にあらうこの附屬書によって指定されたその他の施設を含む。の位置

(vi) 当該地区内若しくは当該地区的付近にあらうこの附屬書によって指定されたその他の施設を含む。の位置

(vii) 当該地区内若しくは当該地区的付近にあらうこの附屬書によって指定されたその他の施設を含む。の位置

(viii) 当該地区内若しくは当該地区的付近にあらうこの附屬書によって指定されたその他の施設を含む。の位置

(ix) 当該地区内若しくは当該地区的付近にあらうこの附屬書によって指定されたその他の施設を含む。の位置

(x) 当該地区内若しくは当該地区的付近にあらうこの附屬書によって指定されたその他の施設を含む。の位置

(xi) 当該地区内若しくは当該地区的付近にあらうこの附屬書によって指定されたその他の施設を含む。の位置

(xii) 当該地区内若しくは当該地区的付近にあらうこの附屬書によって指定されたその他の施設を含む。の位置

(xiii) 当該地区内若しくは当該地区的付近にあらうこの附屬書によって指定されたその他の施設を含む。の位置

(xiv) 当該地区内若しくは当該地区的付近にあらうこの附屬書によって指定されたその他の施設を含む。の位置

(xv) 当該地区内若しくは当該地区的付近にあらうこの附屬書によって指定されたその他の施設を含む。の位置

(xvi) 当該地区内若しくは当該地区的付近にあらうこの附屬書によって指定されたその他の施設を含む。の位置

(xvii) 当該地区内若しくは当該地区的付近にあらうこの附屬書によって指定されたその他の施設を含む。の位置

(xviii) 当該地区内若しくは当該地区的付近にあらうこの附屬書によって指定されたその他の施設を含む。の位置

(xix) 当該地区内若しくは当該地区的付近にあらうこの附屬書によって指定されたその他の施設を含む。の位置

(xx) 当該地区内若しくは当該地区的付近にあらうこの附屬書によって指定されたその他の施設を含む。の位置

環境保護に関する南極条約議定書及び環境保護に関する南極条約議定書の附属書Vの締結について 報告書

—
八

- (f) (b)に規定する目的を達成するため、1の指定期を提案された地区内において活動が禁止され、制限され又は管理される区域の特定

(g) 1の指定を提案された地区的重要な特徴及びその周囲の特徴との関連において当該地区の境界を明らかに示す地図及び写真

(h) 裏付けとなる文書

(i) 南極特別保護地区としての指定が提案された地区については、次の事項に關し適当な当局によって許可証が発給されるための条件についての明確な記述

(i) (1) 当該地区への出入りの経路及び当該地区内又は当該地区の上空での移動

(i) (2) 当該地区内で実施されているか又は実施することのできる活動(時期及び場所に関する制限を含む。)

(ii) 建造物の設置、改築又は除去

(iii) 野営地の位置

(iv) 当該地区に持ち込むことのできる物質及び生物に関する制限

(v) 在來の植物及び動物の採捕又はこれらに対する有害な干渉

(vi) 許可証の所持者によって当該地区に持ち込まれた物以外の物の収集又は除去

(vii) 廃棄物の処分

(viii) 管理計画の目的の達成が継続されることを確保するために必要な措置

(ix) 当該地区への立入りに關し適当な当局に対して行われるべき報告事項

(x) 当該地区への立入りに關し適当な当局にたてられた次に規定する行動規則

- (ii) 内又は当該地区への出入りの経路及び当該地区
当該地区内で実施されているか又は実施
することのできる活動(時期及び場所に關
する制限を含む。)

(iii) 建造物の設置、改築又は除去

(iv) 野営地の位置

(v) 在來の植物及び動物の採捕又はこれらに
対する有害な干渉

(vi) 立入りを行う者によって当該地区に持ち
込まれた物以外の物の収集又は除去

(vii) 廃棄物の処分

(viii) 当該地区への立入りに関し適當な当局に
対して行われるべき報告事項

(ix) 締約国が計画中の活動を実施する前に情報
を交換すべき事態に関する規定

第六条 指定の手続

管理計画案については、委員会、南極研究科
学委員会及び適当な場合には南極の海洋生物資
源の保存に関する委員会に送付する。南極条約
協議国会議に対する助言を行つて当たつて、委
員会は、南極研究科学委員会及び適当な場合に
は南極の海洋生物資源の保存に関する委員会に
よつて提出されたすべての意見を考慮に入れ
る。その後、南極条約協議国は、南極条約第九
条1の規定に従い南極条約協議国会議において
とられる措置により、管理計画を承認するこ
ができる。当該措置に別段の定めがない限り、
管理計画は、措置がとられる南極条約協議国会
議の終了の後九十日で南極条約協議国により承
認されたものとする。ただし、その期間内に、
一又は二以上の南極条約協議国が寄託政府に對

- し当該期間の延長を希望する旨又は当該措置を承認することができない旨の通告を行う場合は、この限りでない。

2 議定書の第四条及び第五条の規定を考慮し、いかなる海域も、南極の海洋生物資源の保存に関する委員会の事前の承認を得ることなく南極特別保護地区又は南極特別管理地区として指定することができる。

3 南極特別保護地区又は南極特別管理地区の指定については、管理計画に別段の定めがない限り、無期限とする。管理計画については、少なくとも五年ごとに検討を行う。管理計画は、必要に応じて改定する。

4 管理計画は、1の規定に従って改正し又は廃止することができる。

5 寄託政府は、管理計画の承認の後、すべての締約国に対し当該管理計画を速やかに送付する。寄託政府は、その時点で承認されているすべての管理計画の記録を保管する。

第七条 許可証

1 各締約国は、南極特別保護地区に立ち入り、かつ、当該保護地区内で活動を行うための許可証を当該保護地区に関する管理計画に定める要件に従い発給する適当な当局を指定する。許可証には、管理計画の関連事項を添付するものとし、当該保護地区の範囲及び場所、認められた活動、発給日、発給場所、発給した者又は機関並びに管理計画によって課される他の条件を明記する。

2 過去の南極条約協議国会議で指定された管理計画を有しない特別保護地区については、適当な当局は、その他の場所では達成することがで

- 1 歴史上の価値を有すると認められている場所
又は記念物であって、南極特別保護地区若しくは南極特別管理地区に指定され又はこれらの地区内に所在するものについては、史跡及び歴史的記念物として一覧表に掲げる。
 - 2 各締約国は、歴史上の価値を有すると認められている場所又は記念物であって、南極特別保護地区又は南極特別管理地区に指定されず、かつ、これらの地区内に所在しないものを史跡又は歴史的記念物として一覧表に掲げるための提案を行つることができる。南極条約協議国は、南極条約第九条1の規定に従い南極条約協議国会議においてとられる措置により、当該提案を承認することができる。当該措置に別段の定めがない限り、当該提案は、措置がとられる同会議の終了の後九十日で南極条約協議国により承認されたものとする。ただし、その期間内に、一又は二以上の南極条約協議国が寄託政府に対し当該期間の延長を希望する旨又は当該措置を承認することができない旨の通告を行う場合は、この限りでない。
 - 3 過去の南極条約協議国会議で一覧表に掲げられた現存する史跡及び歴史的記念物については、この条に規定する史跡及び歴史的記念物の地区にいる間、当該所持者が許可証の写しを携帯するよう義務付ける。

外号報

- 4 一覧表に掲げられる史跡及び歴史的記念物については、損傷し、除去し又は破壊してはならない。
- 5 史跡及び歴史的記念物の一覧表については、
2の規定に従つて改正することができる。寄託
政府は、最新の史跡及び歴史的記念物の一覧表
を保管する。
- 第九条 情報及び公表**
- 1 各締約国は、南極地域に立ち入り又は立ち入
らうとするすべての者がこの附属書の規定を理
解し及び遵守することを確保するため、特に次
の事項に関する情報を利用することができるよ
うにする。
- (a) 南極特別保護地区及び南極特別管理地区の
位置
- (b) (a)の地区の一覧表及び地図
- (c) (a)の地区の管理計画(それぞれの地区にお
いて禁止されている事項の一覧表を含む。)
- (d) 史跡及び歴史的記念物の位置並びに関連す
る禁止又は制限
- 2 各締約国は、南極特別保護地区、南極特別管
理地区並びに史跡及び歴史的記念物の位置及び
可能な場合にはこれらとの境界が、地形図、海図
及び他の適当な出版物に表示されることを確保
する。
- 3 締約国は、南極特別保護地区、南極特別管
理地区並びに史跡及び歴史的記念物の境界が、適
当な場合には、適切に現場に標示されることを
確保するために協力する。
- 1 締約国は、次の事項のための措置をとる。
- (a) 記録(許可証の記録、南極特別保護地区へ
の立入り(査察のための立入りを含む。)の報
告書及び南極特別管理地区への査察のための
立入りの報告書を含む。)の収集及び交換
- (b) あらゆる南極特別管理地区、南極特別保護
地区又は史跡若しくは歴史的記念物の著しい
変化又は損傷に関する情報の入手及び交換
- (c) 2の規定により締約国が提供する記録及び
情報についての共通の書式の作成

- 2 各締約国は、他の締約国及び委員会に対し、
毎年十一月の末日までに、当該年の前年の七月
一日から当該年の六月三十日までの間にこの附
属書に基づき発給された許可証の数及び性質を
通報する。
- 3 南極特別保護地区又は南極特別管理地区にお
ける研究その他の活動を実施し若しくは認め又
はこれらの活動について資金供与を行う各締約
国は、これらの活動の記録を保管するものと
し、自国の管轄の下にある者がこれらの地区内
において前年に実施した活動の要約を南極条約
に従つて行われる毎年の情報交換の中で提供す
る。
- 4 各締約国は、他の締約国及び委員会に対し、
毎年十一月の末日までに、この附属書を実施す
るためにとった措置(すべての査察及び南極特
別保護地区又は南極特別管理地区的承認された
管理計画に反する活動に関するとったすべての
措置を含む。)を通報する。

- 第十一条 緊急事態**
- 1 この附属書により定められ、かつ、認められ
た制限は、人命の安全若しくは船舶、航空機若
しくは重要な備品及び施設の安全文又は環境の保
護に関する緊急事態については、適用されな
い。
- 2 緊急事態において実施された活動について
は、すべての締約国及び委員会に対し直ちに通
報する。
- 第十二条 改正又は修正**
- 1 この附属書は、南極条約第九条1の規定に
従つてとられる措置により改正し又は修正する
ことができる。当該措置に別段の定めがない限
り、改正又は修正は、当該措置がとられる南極
条約協議国会議の終了の後一年で南極条約協議
国により承認されたものとし、効力を生ずる。
ただし、その期間内に、一又は二以上の南極條
約協議国が寄託政府に対し当該期間の延長を希
望する旨又は当該措置を承認することができな
い旨の通告を行う場合は、この限りでない。
- 2 その後、1の規定に従つて効力を生じたこの
附属書の改正又は修正は、南極条約協議国外
の締約国については、これを承認した旨の通告
を寄託政府が受領した時に効力を生ずる。

- 環境保護に関する南極条約議定書及び環境
保護に関する南極条約議定書の附属書Vの
締結について承認を求めるの件(参議院送
付)に関する報告書**
- 1 本件の目的及び要旨
- 南極の環境及び生態系の保護については、從
来、南極条約協議国会議の勧告に従つて、動植物
の保存、海洋生物資源の保存、特別保護地
区の設定等個別的な措置がとられてきた。しか
しながら、地球環境の保護の重要性が世界的に
一層強調されるようになり、平成元年の第十五
回南極条約協議国会議において、南極の環境等
- 2 締急事態において実施された活動について
は、すべての締約国及び委員会に対し直ちに通
報する。
- 3 本件の目的及び要旨
- (一) 締約国は、南極の環境及び生態系を包括
的に保護することを約束し、この議定書に
より、南極地域を平和及び科学に貢献する
目的とするものであり、その主な内容は次のと
おりである。
- 4 議定書
- (一) 締約国は、南極の環境及び生態系を包括
的に保護することを約束し、この議定書に
より、南極地域を平和及び科学に貢献する
目的とするものであり、その主な内容は次のと
おりである。

- 5 本件の目的及び要旨
- (二) 南極の環境及び生態系の保護並びに南極
地域の固有の価値の保護は、南極条約地域
におけるすべての活動を計画し実施するに
当たり考慮すべき基本的な事項とし、この
ための所要の措置をとること。
- (三) この議定書は、南極条約を補足するもの
であり、同条約を修正し又は改正するもの
ではないこと。
- (四) 締約国は、南極条約地域における活動を
計画し実施するに当たり、相互に協力する
こと。

□ 南極特別保護地区への立入りは、管理計

画に定める要件に従い各締約国の適当な当

局によって発給される許可証によるもの以

外は禁止されること。

③ 南極特別保護地区若しくは南極特別管理

地区に指定され又はこれら地区外に南極条

約協議国が承認した史跡及び歴史的記念物

は、損傷し、除去し又は破壊してはならな

いこと。

なお、本議定書は、その採択の日に南極条約

協議国であるすべての国による批准書、受諾

書、承認書又は加入書がアメリカ合衆国政府に

寄託された日の後三十日以内に効力を生じ、

また、附屬書Ⅴは、その採択の日に南極条約

議国であるすべての国により承認された時に効

力を生ずることになつてている。

よつて政府は、本議定書及び附屬書Ⅴの締結

について、日本国憲法第七十三条第三号ただし

書の規定に基づき、国会の承認を求めるとい

うのである。

二 本件の議決理由

本議定書及び附屬書Ⅴを締結することは、南極の環境等の包括的な保護に関する国際協力を推進する見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。右報告する。

平成九年四月一日

外務委員長 達沢 一郎

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

アジア＝太平洋郵便連合憲章の追加議定書及びアジア＝太平洋郵便連合一般規則の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成九年三月十九日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

参議院議長 斎藤 十朗

ジアの地域をいう。

2 連合への加盟は、連合の文書への加入の正式の宣言によつて行う。この宣言は、当該宣言を行つた国の政府が中央事務局長に送付するものとし、同事務局長は、加盟を通告し、又は加盟の請求について加盟国に諮問する。

3 連合への加盟は、中央事務局長が他の加盟国に通告するものとし、その通告の日から効力を生ずる。

4 連合への加盟に必要な資格を有する国は、一般規則第五章のいずれかの規定に従うことができない場合には、留保を付して、連合へ加盟を請求することができる。

5 4の規定に基づく加盟の請求の文書は、加盟を請求する国の政府が中央事務局長に送付するものとし、同事務局長は、加盟の請求について加盟国に諮問する。

6 5の規定に従つて加盟の請求を行つた国は、その請求が加盟国の過半数によつて承認された場合には、加盟を認められる。

7 5の諮問に対し通告の日から四箇月以内に回答しない加盟国は、棄権したものとみなされる。

8 憲章第十五条规定を次のように改める。

9 第十五条 連合の文書

1 憲章は、連合の基本的文書とする。憲章は、連合の組織規定を内容とする。

2 一般規則は、憲章の適用及び連合の運営を確保するための規定並びに加盟国間の国際郵便業務に関する規定を内容とする。一般規則は、すべての加盟国について義務的な文書とする。

3 憲章の追加議定書及び一般規則の追加議定書は、連合の文書とする。

4 一般規則に不可分の一部として附属する最終議定書は、一般規則に対する留保を内容とする。

5 憲章第十六条规定を次のように改める。

6 第十六条 連合の文書への署名及びこれらの文書の批准その他の承認

る国から1の廢棄通告を受領した日から一年を経過した時に効力を生ずる。

第三条 憲章第十三条规定を次のように改める。

第十三条 アジア＝太平洋郵便研修センター

アジア＝太平洋郵便連合憲章の追加議定書及びアジア＝太平洋郵便連合一般規則の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成九年三月十九日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

参議院議長 斎藤 十朗

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成九年三月十九日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

<

官 報 (号外)

- 全権委員による連合の文書への署名は、大會議の終了の際に行う。
- 憲章、憲章の追加議定書その他の連合の文書は、署名国により、自國の憲法上の規則に従つてできる限り速やかに批准され、受諾され又は承認されなければならない。
- いづれかの国がその署名した連合の文書を批准せず、受諾せず又は承認しない場合においても、憲章その他の文書は、これらを批准し、受諾し又は承認した国については、効力を有する。

第六条

憲章第十七条を次のように改める。

第十七条 連合の文書の批准その他の承認の通報

憲章、憲章の追加議定書その他の連合の文書の批准書、受諾書又は承認書は、できる限り速やかに中央事務局長に寄託するものとし、同事務局長は、これらの寄託を他の加盟国の政府に通報する。

第七条

憲章第十八条を次のように改める。

第十八条 連合の文書への加入

- 憲章、憲章の追加議定書その他の連合の文書に署名しなかつた加盟国は、いつでも加入することができる。
- 加入の正式の宣言は、中央事務局長に送付するものとし、同事務局長は、その寄託を他の加盟国の政府に通報する。

第八条

憲章第十九条を次のように改める。

- 加盟国の郵政庁は、連合の文書に関する議案を大会議に提出する権利を有する。
- もつとも、一般規則第五章に関する議案は、大会議から大会議までの間ににおいても提出することができる。

第九条

憲章第二十条を次のように改める。

第二十条 憲章の改正

- 憲章に関する議案で大会議に提出されたものは、採択されるためには、加盟国の三分の一以上の議決で承認されなければならない。
- 大会議が採択する憲章の改正は、憲章の追加議定書の対象とするものとし、当該追加議定書に定める日に效力を生ずる。この改正は、加盟国により、できる限り速やかに批准され、受諾され又は承認されなければならない。その批准書、受諾書又は承認書は、第十七条に規定する手続に従つて取り扱う。

第十一条

憲章第二十一条を次のように改める。

第二十二条 一般規則の改正

- 一般規則は、一般規則に関する議案の承認のための条件を定める。

第一章 一般規定

- 書類の発行、公用の通信及び会合における審議に使用する言語

1 中央事務局の書類の発行及び同事務局と加盟国との間の公用の通信には、英語を使用する。この追加議定書に定める日に效力を生ずる。この改正は、加盟国により、できる限り速やかに批准され、受諾され又は承認されなければならない。その批准書、受諾書又は承認書は、第十七条に規定する手続に従つて取り扱う。

2 大会議が採択する一般規則の改正は、一般規則の追加議定書の対象とするものとし、当該追加議定書に定める日に效力を生ずる。この改正は、加盟国により、できる限り速やかに批准され、受諾され又は承認されなければならない。その批准書、受諾書又は承認書は、第十七条に規定する手続に従つて取り扱う。

第二章 連合の機関の運営

1 加盟国の代表者は、必要があるときは連合の文書を改正するため及び加盟国に共通の利害關係のある他の必要と認める郵便上の問題を審議するため、万国郵便大会議の開催の後一年以内に大会議として会合する。

第一百五条 大会議又は臨時大会議の組織及び会合

- 各加盟国は、大会議において、その政府が正に委任した一人又は二人以上の代表によつて代表される。加盟国は、大会議において、他の加盟国が自國を代表するよう措置をとることができ。ただし、一の代表者は、自國のほかに二以上の加盟国を代表することができず、かつ、自國のほかに二以上の加盟国に代わって投票することができない。
- 各加盟国は、一の票を有する。

語を使用する代表団が負担する。ただし、フランス語に関しては、会合の招請国は、フランス語を使用する代表団に対し、できる限り通訳上の便宜を提供する。

第三百三条 特別取扱
英語を国語としない加盟国は、自らの費用負担で翻訳が作成されるよう手配ができる。

第三百四条 大会議の決議
加盟国の郵政庁は、大会議の決議及び勧告を実施するためにとった措置を中央事務局に通報する。

憲章第四条の規定に基づく特別取扱の締結については、中央事務局を通じて加盟国又はその郵政庁に通報する。

第三百五条 大会議の開催
加盟国は、大会議の開催の後一年以内に大会議として会合する。

第三百六条 連合の機関の運営
1 各加盟国は、大会議において、その政府が正に委任した一人又は二人以上の代表によつて代表される。加盟国は、大会議において、他の加盟国が自國を代表するよう措置をとることができ。ただし、一の代表者は、自國のほかに二以上の加盟国を代表することができず、かつ、自國のほかに二以上の加盟国に代わって投票することができない。

第三百七条 連合の機関の運営
1 各加盟国は、大会議において、その政府が正に委任した一人又は二人以上の代表によつて代表される。加盟国は、大会議において、他の加盟国が自國を代表するよう措置をとることができ。ただし、一の代表者は、自國のほかに二以上の加盟国を代表することができず、かつ、自國のほかに二以上の加盟国に代わって投票することができない。

4 大会議は、原則として、次回の大会議の開催される国を指定する。その指定をすることができない」と又はその指定がされた国において開催することができないことが判明した場合は、執行理事会は、大会議の開催される国を、これと協議の上、指定する。

5 大会議の招請政府は、中央事務局と協議の上、大会議の期日及び場所を定める。招請状については、原則として、同事務局が大会議の期日の六箇月前に招請政府に代わって加盟国の政府に発出する。招請政府が希望する場合には、招請状は、招請政府が発出することができる。

6 連合の会議には、顧問の資格で投票権なしで出席するオブザーバーとして、国際連合若しくはその専門機関又は連合の活動に利害関係を有するその他の国際機関を代表する者を招請することができる。その他のオブザーバーについても、これらが他の限定期便連合、万国郵便連合の加盟国の郵政厅又はアジア及び太平洋の地域にある万国郵便連合の非加盟国郵政厅若しくは同地域にある非自治地域その他の地域の郵政厅を代表する者であることを条件として、連合の会議に出席するよう招請することができる。

招請については、大会議又は執行理事会の請求に応じ、中央事務局が行う。招請政府が希望する場合には、招請状は、招請政府が発出することができる。

7 大会議は、その活動の組織及びその審議の方法につき、大会議の手続規則を適用する。

理事会が、開催を発議した加盟国の同意を得て決定する。

9 2、3、6及び7の規定は、臨時大會議について準用する。

第一百六条 執行理事会の構成、運営及び会合

1 執行理事会は、すべての加盟国で構成する。会合には、加盟国の過半数が出席していなければならない。

2 大会議の議長は、当該大会議開催後の執行理事会の第一回会合を招集する。この会合において、同理事会は、理事国の中から一の議長国及び一の副議長国を選出するものとし、議長国及び副議長国の任期は、次回の大会議の終了の時までとする。大会議開催国は、通常の場合には当然に議長国となるものとし、希望する場合には議長国となる権利を放棄することができる。

3 執行理事会の第一回会合の後の年次会合については、同理事会の議長が招集する。

4 執行理事会は、各会合において、次回の会合の開催される国を指定する。会合の開催が必要であるにもかかわらず招請国がない場合には、会合は、中央事務局の所在地において開催される。

5 執行理事会の議長は、通常会期から通常会期までの間において、加盟国の少なくとも三分の一の請求に応じ、原則として中央事務局の所在地において同理事会の会合を招集することができる。

6 執行理事会の会合の招請国は、同理事会の議長と協議の上、会合の期日及び場所を定める。会合への招請状については、同理事会の議長(議長が希望する場合には、中央事務局)が加盟

国及びオブザーバーに発出する。招請状は、招請国が発出することができる。

7 執行理事会の運営費については、連合が負担する。理事国の職務は、無報酬とする。

8 加盟国は、執行理事会の会合に資格のある郵政職員を代表として出席させる。

9 執行理事会の権限は、次のとおりとする。

(A) 大会議の決議によって課される任務を遂行すること。

(B) 加盟国間の国際郵便業務の運営に必要な細則について規定する国際郵便業務規則を定めること。

(C) 郵便業務の改善のため加盟国の郵政庁と連絡を保つこと。

(D) 中央事務局の管理に関する規則を定め及ぼす活動を監督すること。

(E) 大会議から大会議までの間ににおいて、中央事務局の作成する連合の年次予算及び計算書を審査し及び承認すること。

(F) 万国郵便連合の機関、他の限定期合又はアジア及び太平洋の地域に特別の利害関係を有する国際連合の他の専門機関と有益な連絡を保つこと及び必要があるときはこれらの機関の会議に出席する代表者を任命すること。

(G) 技術協力のような事項につき、加盟国の少なくとも三分の一の同意を得て、連合の名において万国郵便連合、他の限定期合又は国際機関と取決めを締結すること及び中央事務局長に対して、当該取決めを実施するための権限を付与すること。

(H) 第百五十五条の規定により、万国郵便大会

(I) 管理上の問題であつて、連合の文書に規定されておらず、かつ、次の大会議まで解決を待つことのできないものを暫定的に処理するため、加盟国の過半数の同意を得て必要な措置をとること。

(J) 特定の年につき、連合の予算にアジア＝太平洋便研修センターへの拠出金を計上するかしないかを決定すること及び計上する」とを決定した場合には当該拠出金の額を示すこと。

10 執行理事会は、その活動に必要な手続規則を定める。

11 執行理事会の協議及び決定については、必要があるときは、通信によって行うことができること。

12 中央事務局長は、執行理事会の事務局長の職務を行う。

13 執行理事会は、各会合の後に、参考のため、加盟国の郵政庁に概要報告書を送付する。

14 執行理事会は、その活動の全般にに関する報告書を大会議に提出する。

15 執行理事会の各理事国の代表者は、空路、海路又は陸路によるエコノミー・クラスの往復切符の代金の償還を受ける権利を有する。この償還については、連合の年次経費の当該国の分担金から控除することにより行う。

第百七条 中央事務局

1 中央事務局は、中央事務局長及び連合が必要とする他の職員で構成される。

2 中央事務局長は、連合の会議に出席し、投票権なしで討議に参加する。

官報(号外)

- 3 中央事務局は、連合の会議の開催国の郵政庁と共同して当該会議の事務局の事務を行う。
- 4 大会議又は必要があるときは執行理事会は、資格のある郵政職員のうちから中央事務局長を選出する。事務局長の任期については、これを選出した機関が定める。
- 5 中央事務局は、執行理事会の監督を受けるものとし、同事務局の会計については、所在国の権限のある当局が監査する。

第百八条 中央事務局の組織及び職員

- 1 中央事務局の管理は、中央事務局長に委託される。同事務局長は、必要があるときは、郵便業務に少なくとも五年間從事しかつ英語のほかにフランス語又はアジアのいずれかの言語につき職務を遂行するに足りる知識を有する適格な職員の補佐を受ける。当該職員の選考に当たっては、いすれの加盟国が代表されるかについて考慮する。同事務局長は、執行理事会の確認を得ることを条件として、各郵政庁が推薦した者のうちから当該職員を任命する。ただし、当該職員は、専門分野における同事務局の必要を満たす者であることを条件とする。
- 2 中央事務局長は、中央事務局が連合の文書及び大会議の決定に従つて行つすべての任務につき、同事務局を法的に代表する。
- 3 中央事務局長は、執行理事会が別段の決定を行わない限り、連合の出席が要請される郵便業務に関する国際会議において連合を代表する。

第百九条 中央事務局の任務

- 1 中央事務局は、連合の会議のために仮議事日程の作成その他の準備を行う。
- 2 中央事務局は、アジア及び太平洋の地域にあ

り、かつ、連合に加盟していない万国郵便連合の加盟国の郵政庁が自國の政府に対し連合への加盟を外交上の経路を通じて請求するよう勧告する。同事務局は、要請があったときはいつでも、執行理事会及び連合の加盟国の郵政庁に対して、郵便業務の問題に関する必要な情報を提供する。

4 中央事務局は、連合の活動に関する年次報告書を作成し、これを加盟国の郵政庁に送付する。当該報告書については、大会議又は、大会議が開催されない場合には、執行理事会が承認する。年次報告書が対象とする年の翌年の五月末までに大会議又は同理事会が開催されない場合には、加盟国による承認については、通信によつて行う。当該報告書を承認するかしないかを四十日以内に回答しない加盟国は、これを承認したものとみなされる。

5 中央事務局は、加盟国が発行した郵便切手の収集(常に最新の郵便切手を含めるものとする)を保有する。

第百十条 中央事務局の刊行物

- 1 中央事務局は、同事務局が発行する書類を加盟国の郵政庁及びイスラエルにある万国郵便連合国際事務局に無料で提供するものとし、各郵政庁は、その分担単位数に対応する部数を受領する。郵政庁が請求する追加の部数については、請求を行つた郵政庁が支払う。

2 中央事務局は、加盟国が検討することができるように、第百十五条の規定により受領する

すべての議案の表を作成し、加盟国の郵政庁に配布する。

アシア=太平洋郵便連合憲章の追加議定書及びアシア=太平洋郵便連合一般規則の締結について承認を求める件及び同報

三四

り、かつ、連合に加盟していない万国郵便連合の加盟国の郵政庁が自國の政府に対し連合への加盟を外交上の経路を通じて請求するよう勧告する。

3 中央事務局は、要請があったときはいつでも、執行理事会及び連合の加盟国の郵政庁に対して、郵便業務の問題に関する必要な情報を提供する。

4 中央事務局は、加盟国が代表されるかについて、当該郵政庁と連絡を取る。

5 中央事務局は、自國の費用負担による研修生を連続して二年間にわたり派遣しない場合には、参加国として取り扱われない。

6 3の加盟国で参加国以外のものは、3に定められた額に相当する援助を連続して二年間にわたり行わない場合には、運営理事会の会合に代表を出す権利を有しない。

7 運営理事会の会合については、同理事会の議長が招集する。

8 運営理事会の議長は、同理事会の構成員の三分の一の請求を受領した場合には、原則としてパンコックにおいて同理事会の臨時会合を招集する。

9 運営理事会の協議及び決定については、必要があるときは、通信によって行うことができる。

10 アジア=太平洋郵便研修センターの所長は、運営理事会の事務局長の職務を行う。

11 運営理事会は、前回の大会議以降の同理事会の活動及び将来の活動計画に関して、大会議に報告書を提出する。当該報告書には、参考のため過去及び将来の財政措置の詳細を含むべきである。

12 アジア=太平洋郵便研修センターの予算は、連合の予算とは別個のものとし、原則として同

官報(号外)

センターの利用に直接的に比例する参加国の負担及び他の国若しくは機関又は連合の任意提出により賄われる。

13 負担金及び任意拠出金については、これらに係る年の一月三十一日までにアジア＝太平洋郵便研修センターに支払う。

14 資金の不足を補うため予備基金を設けるものとし、その額については、運営理事会が定める。予備基金については、主として予算の剩余金により維持するものとし、予算の收支を合わせるためにも、参加国の負担金の額を引き下げるためにも、使用することができる。

15 一時的な資金不足に関しては、アジア＝太平洋郵便研修センターの所在国は、関係国が償還を保証することを条件として、運営理事会に対し、同センターの運営を確保するために必要な資金の立替払を行う。立て替えられる資金の額は、同センターの予算の限度を超えてはならない。

16 アジア＝太平洋郵便研修センターの所在国によつて資金が立て替えられる場合には、15の関係国の郵政庁は、15の規定に従つて立て替えられた金額を運営理事会を通じて当該所在国に償還する。その償還は、できる限り速やかに、かつ、遅くとも同理事会が割当てを承認した日の属する年の翌年の十二月三十一日までに行われなければならない。

17 運営理事会は、同理事会の会合から会合までの間ににおけるアジア＝太平洋郵便研修センターの円滑な運営を確保するため、現地執行委員会を設置し、これに必要な任務を課することができる。

第三章 議案の提出及び審議の手続

第一百二十二条 大会議への議案の提出

1 三箇月前までに中央事務局に先立つ三箇月の期間内に同事務局に到達しなければならない。ただし、大会議の開会日に先立つ三箇月の期間内に同事務局に到達する議案であつても、大会議の裁量により、審議することができるとする。

2 1に定める手続は、既に提出された議案に対する修正案の提出については、適用しない。

3 中央事務局は、1及び2の議案をできる限り速やかに加盟国の郵政庁に配布する。

第一百三十三条 留保

1 この一般規則の第五章の規定に対する留保については、大会議の承認した議案に基づきこの一般規則の最終議定書に規定する。

2 大会議への議案の提出に関する前条の規定は、留保に関する議案については、適用しない。

第一百五十五条 万国郵便大会議に提出する議案

1 加盟国の郵政庁は、万国郵便大会議に提出する議案を、万国郵便連合国際事務局に通報すると同時に他の加盟国及び中央事務局に通報する。これらの議案については、憲章第三条の規定にかかるわらず、フランス語で作成することができる。

第一百五十七条 連合の予算及び計算書

1 連合の支出は、年額十一万合衆国ドルを超過してはならない。

第一百五十八条 連合の予算及び計算書

1 中央事務局は、遅くとも各暦年の終りする二箇月前までに、翌年一月一日から十二月三十一日までの期間の予算見積書を作成する。当該予算見積書には、これを作成する年の予算及びその前年の決算の数字と比較した收支の見積りの詳細な資料を含める。同事務局は、承認を得たため、執行理事会又は、大会議が開催される場合には、大会議に当該予算見積書を提出する。その承認が得られるまでの間、同事務局は、前年の予算額の限度内で任務を遂行する。

第一百五十九条 分担等級

第四章 財政

1 加盟国は、連合の経費の分担に関する四の集

を改正するための議案については、中央事務局を通じて他の郵政庁に送付する。

2 議案は、次の手続に付する。

加盟国の郵政庁は、中央事務局の回章によつて通告された議案の検討及び同事務局への意見の送付のため、二箇月の期間を与へられる。修正は、認められない。同事務局は、回答を取りまとめ、これを加盟国の郵政庁に通報し、当該議案に対する賛否を表明するよう要請する。その後、二箇月の期間内に賛否を通告しない加盟国の郵政庁は、棄権したものとみなされる。これらの期間は、同事務局の回章の日付の日から起算する。

3 この一般規則の第五章及び最終議定書の規定は、加盟国政府に対する中央事務局長の通告によって確定する。

第一百五十九条 連合の予算及び計算書

1 連合の支出は、年額十一万合衆国ドルを超過してはならない。

第一百六十条 連合の予算及び計算書

1 中央事務局は、遅くとも各暦年の終りする二箇月前までに、翌年一月一日から十二月三十一日までの期間の予算見積書を作成する。当該予算見積書には、これを作成する年の予算及びその前年の決算の数字と比較した收支の見積りの詳細な資料を含める。同事務局は、承認を得たため、執行理事会又は、大会議が開催される場合には、大会議に当該予算見積書を提出する。その承認が得られるまでの間、同事務局は、前年の予算額の限度内で任務を遂行する。

2 中央事務局は、前年の活動に関する詳細な決算書及び収支に関するすべての書類を添付した報告書を毎年第1四半期に作成する。この報告

書については、承認を得るため及び連合の加盟国に配布するため執行理事会又は大会に提出する。

4 中央事務局の支出については、執行理事会又は大会に定める限度額については、職員の採用その他の場合による中央事務局の効果的運営のために超過することがある。ただし、加盟国の過半数が同意する場合に限る。

5 1に定める限度額については、職員の採用その他の場合による中央事務局の効果的運営のために超過することがある。ただし、加盟国の過半数が同意する場合に限る。

6 加盟国は、大会議又は執行理事会が決定する予算に基づき、連合の年次経費に対する自国の分担金を前払する。分担金については、遅くとも当該予算に係る会計年度の初日までに支払う。期限を経過した後は、未払金額については、最初の六箇月間は年三パーセント、七箇月目からは年六パーセントの割合で利子が課されるものとし、この利子は、連合に帰属する。

7 連合の資金の不足を補うために予備基金を設けるものとし、その額については、執行理事会が定める。予備基金については、主として予算の剩余金により維持するものとし、予算の収支を合わせるために、加盟国の分担金の額引き下げるためにも、使用することができる。

第五章 加盟国間の国際郵便業務に関する規定

第一百一十八条 繼越料

加盟国間で交換する郵便物の陸路、河川路又は海路による越しについては、原則として料金を徴収しない。加盟国は、無料越しを認めることができない場合には、料金を徴収することができる。その料金は、万国郵便条約によって認められる。

又は定められている料金よりも低い額のものとすることができる。

この一般規則の適用上、「通常郵便物」とは、万国郵便連合の文書に定める通常郵便物をいう。

第一百一十九条 通常郵便料金

連合の郵政庁の間の郵便関係においては、平面路によって交換する書状及び郵便葉書について低減郵便料金を適用することができる。低減郵便料金の額は、内国料金の額と国際料金の八十五ペー

ントに相当する額との間の額とすることができる。低減郵便料金は、例外的に他の種類の通常郵便物及び航空通常郵便物についても適用することができる。

第一百二十一条 郵便業務の事務用通常郵便物についての郵便料金の免除

連合の機関と次の者との間で交換される公用の通常郵便物については、郵便料金を免除する。

(A) 郵政庁

(B) 万国郵便連合の機関

1 連合の機関と次の者との間で交換される公用の通常郵便物については、郵便料金を免除する。

第一百二十二条 万国郵便連合の文書の適用

1 この一般規則及び執行理事会が定める国際郵便業務規則は、加盟国間で交換される通常郵便物に関するすべての事項及び業務を規定する。

2 加盟国間における通常郵便物の交換に関する事項でこの一般規則及び執行理事会が定める国

際郵便業務規則に定めのないものについては、万国郵便連合の文書の定めるところによる。

第六章 最終規定

第一百二十三条 この一般規則に関する議案の承認の条件

1 この一般規則に関する議案であって大会議に提出されたものは、実施されるためには、大会議に代表を出している加盟国の過半数による議決で承認されなければならない。

2 加盟国は、前章の規定を改正するための議案を大会議から大会議までの間に提出することができるものとし、この議案は、実施されるためには、全会一致で承認されなければならない。

前章の規定の解釈に関する議案については、当該解釈が憲章第二十三条に規定する仲裁の対象となる場合を除くほか、投票の過半数による議決で承認されなければならない。

第一百二十四条 アジア＝太平洋郵便条約の廃棄

この一般規則の批准、受諾及び承認は、一千九百九十年十二月六日にロトルアで作成されたアジア＝太平洋郵便連合の締約国については、同条約

の廃棄を意味する。その廃棄は、この一般規則の締約国について、この一般規則が当該締約国について効力を生ずる日に効力を生ずる。

第一百一十五条 この一般規則の効力発生の日及び有効期間

この一般規則は、千九百九十七年七月一日に効力を生じ、無期限に効力を有する。

以上の証拠として、下名の代表者は、各自の政府から正當に委任を受けて、中央事務局の所在する加盟国の政府に寄託されるこの一般規則の本書

一通に署名した。寄託政府は、その謄本一通を各加盟国に送付する。

千九百九十五年九月十二日にシンガポールで作成した。

アジア＝太平洋郵便連合憲章の追加議定書及びアジア＝太平洋郵便連合一般規則の締結について承認を求める件及び同報

平成七年九月十二日シンガポールで作成した。

アジア＝太平洋郵便連合憲章の追加議定書及びアジア＝太平洋郵便連合一般規則の締結について承認を求める件(蓋議院送付)

アジア＝太平洋郵便連合憲章の追加議定書及びアジア＝太平洋地域における加盟国間の郵便関係の拡大・円滑化及び郵便業務における協力の増進を目的として、昭和三十七年に万国郵便連合の憲章に基づいて設立された限定連合である。

一本件の目的及び要旨

アジア＝太平洋郵便連合(以下「連合」といいう。)は、アジア＝太平洋地域における加盟国間の郵便関係の拡大・円滑化及び郵便業務における協力の増進を目的として、昭和三十七年に万

国郵便連合の憲章に基づいて設立された限定連合である。

連合の文書は、アジア＝太平洋郵便連合憲章(以下「憲章」という。)、アジア＝太平洋郵便連合一般規則(以下「一般規則」という。)及びアジア＝太平洋郵便連合条約(以下「条約」という。)

の三文書とされてきたが、平成二年にニュー・ジーランドのロトルアで開催された第六回大会議において、執行理事会に対し、これら三文書

の構成及び内容の再検討を付託することが決議された。これを受けて執行理事会において草案

の作成作業が行われた後、平成七年、シンガポールで開催された第七回大会議において、現行の憲章を改正するための追加議定書が採択され、また、この改正に従い本一般規則が作成された。両文書は同会議の最終日の九月十二日に各加盟国の代表により署名された。

本追加議定書及び一般規則は、連合の組織及

売業者について相続若しくは「に改め、「あつたときは」の下に「その事業の全部を譲り受けた者又は」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、同項ただし書中「当該」の下に「事業の全部を譲り受けた者又は」を加え、「又は」を「若しくは」に改める。

(電気事業法の一部改正)

第十一条 電気事業法(昭和三十九年法律第七百七十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三款 工事計画及び検査(第四十七条—第五十五条)」を「第三款 工事計画及び検査(第四款 承継(第五十五条规定)」に改める。

第七条第一項中「八年」を「十年」に改める。

第四十四条第二項第三号を削り、同条の次に次の一項を加える。

(免状交付事務の委託)

第四十四条の二 通商産業大臣は、政令で定めるところにより、主任技術者免状(前条第一項第一号から第三号までに掲げる種類のものに限る。)に関する事務(主任技術者免状の返納に係る事務その他政令で定める事務を除く。以下「免状交付事務」という。)の全部又は一部を次条第二項の指定試験機関に委託することができる。

2 前項の規定により免状交付事務を行なう事務に係る事務(主任技術者免状の返納に係る事務その他政令で定める事務を除く。)の全部又は一部を次条第二項の指定試験機関に委託する。

第三款 工事計画及び検査(第四款 承継(第五十五条规定))を「第三款 工事計画及び検査(第四十七条—第五十五条)」に改める。

(事業用電気工作物を設置する者の地位の承継)

第五十五条の二 事業用電気工作物を設置する者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その事業用電気工作物を設置する者のこの法律の規定による地位を承継する。

2 前項の規定により事業用電気工作物を設置する者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

第一百十二条第一項第一号中「若しくは第三号」を削り、同条第二項中「指定検査機関の」の下に「第四十四条の二第一項の規定による委託を受けて指定試験機関がその免状交付事務を行う主任技術者免状の交付を受けようとする者及び」を加える。

第一百七十三条第一項第一号中「第八十五条」を「第四十四条の二第二項又は第八十五条」に改める。

第一百一十三条第一号中「第五十四条第二項」の下に「第五十五条の二第二項」を加える。

(熱供給事業法の一部改正)

第十二条 热供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中「通商産業省令で定める工事の工程」とに「を削る。

(電気用品取締法の一部改正)

第十三条 電気用品取締法(昭和三十六年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

第二十六条の二第二項中「及び」の下に「第三十九条」を加える。

項並びに「を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 乙種電気用品製造事業者がその事業の全部を譲渡し、又は乙種電気用品製造事業者について相続若しくは合併があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その乙種電気用品製造事業者のこの法律の規定による地位を承継する。

第二十六条の三第二項中「及び」の下に「第三項並びに「を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 乙種電気用品輸入事業者がその事業の全部を譲渡し、又は乙種電気用品輸入事業者について相続若しくは合併があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その乙種電気用品輸入事業者のこの法律の規定による地位を承継する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条、第四条及び第十五条並びに附則第四条、第五条、第六条、第二十条及び第二十二条の規定は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(輸出品アザイン法の廃止に伴う経過措置)

第一条 第一条の規定による廃止前の輸出品アザイン法第三条第一項の認定機関の役員又は職員であった者に係る登録又は認定の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、なお従前の例による。

(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第六条の二の規定は、第二条の規定の施行前に相続又は合併があつた場合における相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)又は合併後存続する法人若しくは

官報(号外)

法律の附則においてなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(政令への委任)

第十八条 附則第一条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部改正)

第十九条 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条ただし書を次のように改める。

ただし、第二条第三項第二号に掲げる基準に係る日本農林規格が制定されている同条第四項第二号又は第三号に掲げる農林物資について同条第三項第一号に掲げる基準以外の品質についての基準によつて格付を行う場合は、この限りでない。

(地方税法の一部改正)

第二十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十五条第七項第一号中「第十二条の五第一項」を「第二十条の四の二第一項」に改める。

(地価税法の一部改正)

第二十一条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二号中「第二十四条の二」を「第二十四条の二第一項」に改める。

(大蔵省設置法の一部改正)

第二十二条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第三十条第一項第一号中「輸出検査法(昭和二十二年法律第九十七号)」を「食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

第二十三条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第二百五十一号)の一部を次のように改正する。

第六条中第十九号を削り、第十八号の一を第十九号とする。

(農林水産省設置法の一部改正)

第二十四条 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第二百五十三号)の一部を次のように改正す

る。

第五条第十三号を次のように改める。

第四条第九十一号を次のように改める。

九十一 削除

第四条第九十三号中「飲食料品」の下に「(酒類)を除く。以下同じ。」を加える。

第五条第十三号を次のように改める。

十三 削除

(通商産業省設置法の一部改正)

第二十五条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十五条第七項第一号中「第十二条の五第一項」を「第二十条の四の二第一項」に改める。

(地価税法の一部改正)

第七条第一項の表輸出入取引審議会の項中の「及び輸出品デザイン法」を削り、同表輸出検査及びデザイン奨励審議会の項を削る。

(運輸省設置法の一部改正)

第二十六条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項第九号を次のように改める。

九 削除

第四条第一項第四号を次のように改める。

四 削除

第四十条第一項第一号を次のように改める。

二 削除

送付に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、行政改革の一環として、民間活動に係る規制がもたらす負担の軽減及び行政事務の合理化のための通商産業省関係法律の一部を改正する等の法律案(内閣提出、參議院

議案)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、行政改革の一環として、民間活動に係る規制がもたらす負担の軽減及び行政事務の合理化を図るために、電気工事士法等通商産業省関係法律について所要の改正を行うとともに、輸出検査法及び輸出品デザイン法を廃止するもので、その主な内容は次のとおりである。

1 輸出手続の簡素化を図るために、輸出検査法及び輸出品デザイン法の二法律を廃止する。

2 企業組織変更に係る規制の合理化を図るために、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、航空機製造事業法、武器等製造法、砂利採取法、採石法、揮発油等の品質の確保等に関する法律、電気事業法、電気用品取締法及

びガス事業法の十一法律に基づく諸手続につ

いて、許認可等の再取得や再届出を不要とする改正を行うものとする。

3 その他、エネルギーの使用の合理化に関する法律、熱供給事業法、電気事業法及び電気工事士法の四法律について、諸規制の簡素化を図るものとする。

4 この法律は、公布の日から施行するものとし、所要の経過措置等について定める。

二 議案の可決理由

本案は、規制緩和の推進及び行政事務の簡素化を図るために、規制緩和の措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する法律案

右

本案は、規制緩和の推進及び行政事務の簡素化を図るために、規制緩和の措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

四 特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する法律案

右

本案は、規制緩和の推進及び行政事務の簡素化を図るために、規制緩和の措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

五 特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する法律案

右

本案は、規制緩和の推進及び行政事務の簡素化を図るために、規制緩和の措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

六 特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する法律案

右

本案は、規制緩和の推進及び行政事務の簡素化を図るために、規制緩和の措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

七 特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する法律案

右

本案は、規制緩和の推進及び行政事務の簡素化を図るために、規制緩和の措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

八 特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する法律案

右

本案は、規制緩和の推進及び行政事務の簡素化を図るために、規制緩和の措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

九 特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する法律案

右

本案は、規制緩和の推進及び行政事務の簡素化を図るために、規制緩和の措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

十 特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する法律案

右

本案は、規制緩和の推進及び行政事務の簡素化を図るために、規制緩和の措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

十一 特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する法律案

右

本案は、規制緩和の推進及び行政事務の簡素化を図るために、規制緩和の措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

十二 特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する法律案

右

本案は、規制緩和の推進及び行政事務の簡素化を図るために、規制緩和の措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

十三 特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する法律案

右

本案は、規制緩和の推進及び行政事務の簡素化を図るために、規制緩和の措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

第七条から第十条までを削る。

第十二条中「第六条第一項の」を「前条第一項の」に改め、同条を第七条とし、同条の次に次の四条を加える。

(新株發行に係る株主総会決議の特例)

第八条 認定計画に係る通信・放送新規事業を実施する株式会社(以下「認定会社」という。)が、

認定計画に従つて該事業の実施に必要な人材を確保することを円滑にするため、取締役又は

使用者である者に対し特に有利な発行価額で新株を発行するには、その新株の発行を受ける者ごとに、次に掲げる事項について商法(明治三

十二年法律第四十八号)第三百四十三条に定める決議がなければならない。この場合においては、取締役は、株主総会においてその新株の發行を受ける者に対し特に有利な発行価額で新株を發行することを必要とする理由を開示しなければならない。

一 新株の額面無額面の別、種類及び數
二 新株の發行価額
三 新株の發行を受ける者の氏名

2 前項の決議は、認定会社が、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十一項に規定する証券取引所に上場されている株式又は同法第六十七条第一項に規定する証券業協会に備える店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社でない時にする場合であつて、その定款にこの条の規定による新株の發行をすることができる旨の定めのある場合に限り、することができる。

3 第一項の決議により定める新株の総数は、当

該決議より前に同項の決議により定めた新株の総数からその決議に基づき發行した株式の総数の控除した数と合わせて、發行済株式の総数の五分の一を超えることができない。

4 商法第一百八十条の二(第三項の規定は、第一項の場合について準用する。)

5 第一項の決議は、その決議の日から十年内に払込みをすべき新株に限り、その効力を有する。ただし、第五条第三項の規定により認定計画の認定が取り消されたときは、その認定が取り消された時から、第一項の決議は、その効力を失う。

6 第一項の決議により新株の發行を受ける者とされたものが死亡したときは、その相続人を新株の發行を受ける者として同項の決議があつたものとみなす。

(株券への記載等)

第九条 定款に前条第一項に規定する定めを設けたときは、認定会社は、株券及び端株券にその旨を記載しなければならない。

2 商法第三百五十条の規定は、定款を変更して前条第二項に規定する定めを設ける決議をした場合について準用する。

2 前項の決議は、認定会社が、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十一項に規定する証券取引所に上場されている株式又は同法第六十七条第一項に規定する証券業協会に備える店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社でない時にする場合であつて、その定款にこの条の規定による新株の發行をすることができる旨の定めのある場合に限り、することができる。

3 第一項の決議により定める新株の総数は、当

面を郵政大臣に提出した日から、第八条第一項の決議の日から十年を経過する日までの間、公衆の総覽に供しなければならない。

(公示等)

第十二条 郵政大臣は、次の場合には、直ちに、郵政省令で定める事項を官報に公示しなければならない。

第十五条 次の各号のいずれかに該当する場合に、その違反行為をした認定会社の取締役又は使用者は、百万円以下の過料に処する。

一 第九条第一項の規定による記載をせず、又は不実の記載をしたとき。

二 第九条第二項において準用する商法第三百五十五条第一項又は第三項の規定による公告若しくは通知をする」とを怠り、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

二 前条第一項の書面の提出を受けたとき。

二 前条第一項の書面の提出をした認定会社の認定計画の認定を取り消したとき。

2 郵政大臣は、郵政省令で定めるところにより、前条第一項の書面を郵政省に備え置き、その書面の提出があった日から、第八条第一項の決議の日から十年を経過する日までの間、公衆の総覽に供しなければならない。

二 前条第一項の書面を郵政省に備え置き、その書面の提出があった日から、第八条第一項の決議の日から十年を経過する日までの間、公衆の総覽に供しなければならない。

二 前条第一項の書面を郵政省に備え置き、その書面の提出があった日から、第八条第一項の決議の日から十年を経過する日までの間、公衆の総覽に供しなければならない。

二 前条第一項の規定による書面の提出をせず、又は虚偽の記載のある書面の提出をした者

一 第十条第一項の規定による書面の提出をせず、又は虚偽の記載のある書面の提出をした者

二 第十条第一項の規定による書面の写しの公衆の総覽に当たり、虚偽の記載のあるものを書面の写しとして公衆の総覽に供しない者

三 第十条第二項の規定による書面の写しの公衆の総覽に当たり、虚偽の記載のあるものを書面の写しとして公衆の総覽に供した者

四 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

一 議案の目的及び要旨

2 認定会社は、郵政大臣に提出した前項の書面の写しを、郵政省令で定めるところにより、その認定会社の本店及び支店に備え置き、その書面の写しを、郵政省令で定めるところにより、その認定会社の本店及び支店に備え置き、その書

第十六条を第十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

第十五条 次の各号のいずれかに該当する場合に、その違反行為をした認定会社の取締役又は使用者は、百万円以下の過料に処する。

一 第九条第一項の規定による記載をせず、又

は、その違反行為をした認定会社の取締役又は使用者は、百万円以下の過料に処する。

二 第九条第一項の規定による記載をせず、又

は、その違反行為をした認定会社の取締役又は使用者は、百万円以下の過料に処する。

する労働者の数に附則第四条第一項の規定により読み替えて適用される第二十七条第三項に規定する基準雇用率を乗じて得た数(その数に人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)の合計数を乗じて得た額」と、同条第二項及び前条第三項中「第二十七条第三項に規定する基準雇用率」とあるのは「附則第四条第一項の規定により読み替えて適用される第二十七条第三項に規定する基準雇用率」と、に改め、「並びに前条第三項」を削り、「第十九条第二項及び前条第三項中「第二十七条第三項に規定する基準雇用率」とあるのは「附則第四条第一項の規定により読み替えて適用される第二十七条第三項に規定する基準雇用率」と、第二十七条第三項を「同条第三項」に改め、「前条第四項中「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、第十五条第二項中「当該親事業主」とあるのは「当該親事業主」と、「とみなす」とあるのは「と、当該会社の事業所は当該親事業主の事業所とみなす」と読み替えるものとする」とを削り、同条第二項中「身体障害者」の下に「又は精神薄弱者」を加える。

附則第五条の見出し中「精神薄弱者等」を「身体障害者等」と改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とす。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則

第六条 雇用対策法(一部改正)
(雇用対策法の一部改正)
第六条 雇用対策法(昭和四十一年法律第百三十

第一条 中障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

第一項第一号の改正規定及び同法第五十九条第一項第四号の改正規定 平成九年十月一日

並びに次条並びに附則第四条及び第五条の規定により読み替えて適用される第二十七条第三項に規定する基準雇用率」とあるのは「附則第四条第一項の規定により読み替えて適用される第二十七条第三項に規定する基準雇用率」と、に改め、「並びに前条第三項」を削り、「第十九条第二項及び前条第三項中「第二十七条第三項に規定する基準雇用率」とあるのは「附則第四条第一項の規定により読み替えて適用される第二十七条第三項に規定する基準雇用率」と、第二十七条第三項を「同条第三項」に改め、「前条第四項中「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、第十五条第二項中「当該親事業主」とあるのは「当該親事業主」と、「とみなす」とあるのは「と、当該会社の事業所は当該親事業主の事業所とみなす」と読み替えるものとする」とを削り、同条第二項中「身体障害者」の下に「又は精神薄弱者」を加える。

第一条 第一条の規定による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律第十八条第二号から第四号までの助成金であってその支給事由が前条第一号に定める日前に生じたものの支給については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めること。

(罰則に関する経過措置)

第四条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る同号に定める日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

第五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七百一条の四十第一項並びに附則第十一条の四第三項及び第十五条第十七項中「第十八号」を「第十八号」と改める。

第一条 中障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

第一号の一部を次のように改正する。

第十九条中「ある者」の下に「若しくは精神薄弱である者」を加える。

第七条 労働省設置法(昭和二十四年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第四条第四十号の二及び第五条第五十一号中「身体障害者」の下に「又は精神薄弱者」を加える。

第一条 第一条の規定による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、障害者の雇用に関する状況にかんがみ、精神薄弱者を含む障害者雇用率を設定するほか、障害者雇用支援センターとして指定できる者に社会福祉法人を加えることとする等障害者の雇用施策の充実強化を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 身体障害者又は精神薄弱者である労働者の総数を算定の基礎とした障害者雇用率を設定し、事業主はその雇用する身体障害者又は精神薄弱者である労働者の数が障害者雇用率以上であるようにしなければならないものとする。

2 労働者数の算定に関して、子会社が雇用する労働者を親事業主が雇用する労働者とみなす特例に係る子会社の認定要件について、親

事業主と営業上の関係が緊密である」とを削除するものとする」と。

3 障害者雇用支援センターとして指定できる者に社会福祉法人を加えるとともに、障害者雇用支援センターは、職業準備訓練を自ら行うほか、支援対象障害者が地域障害者職業センター等により行われる職業準備訓練を受けることについてあせんするものとする。

4 精神障害者である短時間労働者についても助成金の支給対象とするものとする」と。

5 この法律は、平成十年七月一日から施行するものとすること。ただし、2については平成九年十月一日から、3及び4については平成十年四月一日から施行するものとする。

右報告する。

平成九年四月一日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿 青山 丘

官 報 (号 外)

(別紙)

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部
を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、本法の施行に当たり、障害者の雇用の
促進とその人権の擁護を図るため、次の事項の実
現に努めるべきである。

- 一 未達成企業名の公表制度を前提とした指導を
強化して雇用率制度の厳正な運用を図ることとも
に、そのための体制整備に努めること。
- 二 障害者の雇用と就業における人権擁護を図る
ため、人権擁護委員の任務の充実強化等に努め
ること。

官 報 (号 外)

平成九年四月三日 衆議院会議録第二十一号

明治三十五年三月三十日
郵便物記号

発行所
虎ノ門二〇五 東京都港区
大蔵省印刷局
電話
03 (3587) 4294
定価
(本体
110円)